令和２年度
第１回

介護保険運営協議会
地域密着型サービス運営委員会
地域包括支援センター運営協議会
高齢者保健福祉計画策定委員会

日　時　　令和２年７月３０日（木）　午後６時３０分～

場　所　　阿久根市役所　第１会議室　（２階）

会　次　第

１　開会のことば

２　阿久根市長あいさつ

３　委嘱状の交付

４　阿久根市介護保険運営協議会

５　地域密着型サービス運営委員会

６　地域包括支援センター運営協議会

７　第７期阿久根市介護保険事業計画の事業の進捗状況等について

８　その他

介護保険運営協議会

資　料

目　次

１　介護保険認定者数及び受給者数・・・・・・・・・・・・・１頁
２　令和元年度介護保険給付費等の実績・・・・・・・・・・・３頁
３　令和元年度介護サービス給付実績・・・・・・・・・・・・５頁
４　令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算・・・・・・・・８頁
５　介護保険事業所の指定更新について・・・・・・・・・・・９頁
６　介護予防・生活支援総合事業所の指定状況について・・・９頁

1　介護保険認定者数及び受給者数

（単位：人，％）

区分		第４期計画期間			第５期計画期間			第６期計画期間			第７期計画		
		H21年4月	H22年4月	H23年4月	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月
認定	住民登録者数	24,206	23,887	23,526	23,140	22,761	22,401	22,093	21,720	21,243	20,804	20,370	20,005
	内65歳以上者	8,259	8,252	8,143	8,106	8,135	8,194	8,244	8,280	8,254	8,196	8,162	8,169
	第１号被保険者数	8,208	8,198	8,087	8,050	8,079	8,104	8,190	8,208	8,185	8,125	8,106	8,115
	内認定者数	1,095	1,197	1,296	1,409	1,573	1,578	1,621	1,643	1,598	1,578	1,660	1,717
	認定率（％）	13.34	14.60	16.03	17.50	19.47	19.47	19.79	20.02	19.52	19.42	20.48	21.16
	第２号被保険者中被認定者数	33	22	25	24	27	26	24	26	29	27	27	25
	認定者総数　A	1,128	1,219	1,321	1,433	1,600	1,604	1,645	1,669	1,627	1,578	1,660	1,717
認定者区分	要支援　1	115	97	101	107	97	100	124	159	163	117	118	136
	要支援　2	134	135	156	178	202	196	211	199	192	179	167	173
	要支援合計	249	232	257	285	299	296	335	358	355	296	285	309
	要介護　1	150	196	243	257	314	344	344	370	349	327	353	373
	要介護　2	167	209	237	259	300	281	283	270	254	286	323	334
	要介護　3	178	167	178	195	245	248	243	234	235	234	248	257
	要介護　4	184	201	198	208	209	196	216	235	231	243	237	231
	要介護　5	200	214	208	229	233	239	224	202	203	192	214	213
	要介護合計	879	987	1,064	1,148	1,301	1,308	1,310	1,311	1,272	1,282	1,375	1,408
受給（２カ月遅れ）	在宅介護(介護予防)サービス	641	708	779	829	928	917	940	949	912	778	822	893
	地域密着型(介護予防)サービス	96	99	98	102	144	187	216	241	280	268	267	269
	施設介護サービス	273	278	277	278	307	301	297	288	303	302	322	318
	受給者総数　B	1,010	1,085	1,154	1,209	1,379	1,405	1,453	1,478	1,495	1,348	1,411	1,480
	受給率　（B/A）	89.54	89.01	87.36	84.37	86.19	87.59	88.33	88.56	91.89	85.42	85.00	86.20

資料：出水地区要介護審査判定・認知状況（北薩広域行政事務組合）　数値は各月末現在

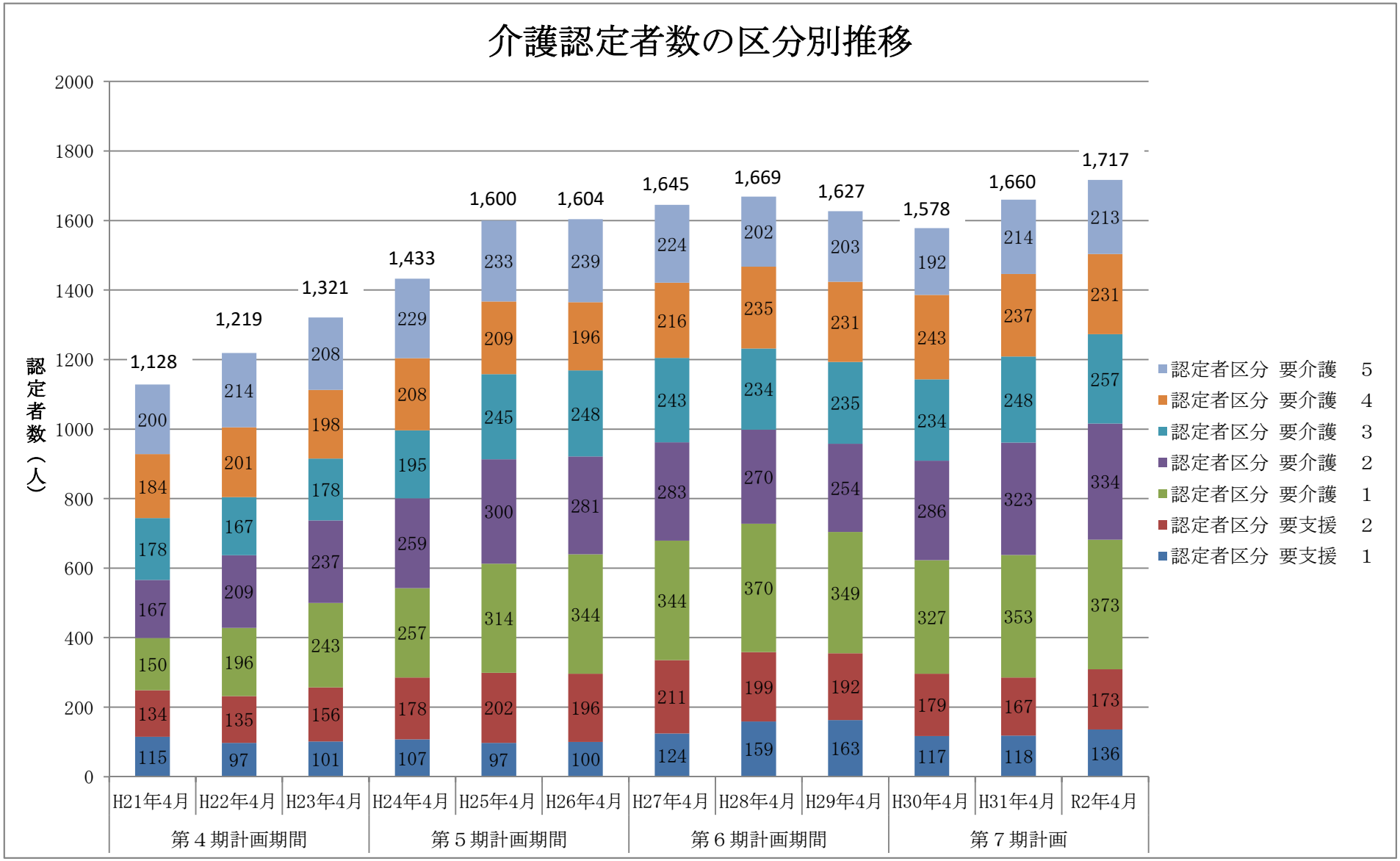
介護認定者数の区分別推移
認定者数（人）
2000
1800
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
1,128
1,219
1,321
1,433
1,600
1,604
1,645
1,669
1,627
1,578
1,660
1,717
115
134
150
167
178
184
200
97
135
196
209
167
201
214
101
156
243
237
178
198
208
107
178
257
259
195
208
229
97
202
314
300
245
209
233
100
196
344
281
248
196
239
124
211
344
283
243
216
224
159
199
370
270
234
235
202
163
192
349
254
235
231
203
117
179
327
286
234
243
192
118
167
353
323
248
237
214
136
173
373
334
257
231
213
H21年4月
H22年4月
H23年4月
H24年4月
H25年4月
H26年4月
H27年4月
H28年4月
H29年4月
H30年4月
H31年4月
R2年4月
第４期計画期間
第５期計画期間
第６期計画期間
第７期計画
認定者区分　要介護　5
認定者区分　要介護　4
認定者区分　要介護　3
認定者区分　要介護　2
認定者区分　要介護　1
認定者区分　要支援　2
認定者区分　要支援　1

２　令和元年度介護保険給付実績（千円未満四捨五入）

単位：千円

介護給付費	平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		令和元年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度
居宅介護サービス給付費	720,403	720,403	672,083	▲ 48,320	683,979	11,896	700,790	16,811	769,563	68,773
地域密着型介護サービス給付費	622,663	622,663	665,907	43,244	670,976	5,069	645,901	▲ 25,075	630,045	▲ 15,856
施設介護サービス給付費	924,586	924,586	919,764	▲ 4,822	927,942	8,178	982,753	54,811	1,014,239	31,486
居宅介護福祉用具購入費	2,055	2,055	2,503	448	1,605	▲ 898	2,159	554	2,695	536
居宅介護住宅改修費	9,563	9,563	5,266	▲ 4,297	3,656	▲ 1,610	4,162	506	6,069	1,907
居宅介護サービス計画給付費	102,479	102,479	91,418	▲ 11,061	93,844	2,426	94,435	591	104,416	9,981
介護予防サービス給付費	94,325	94,325	96,353	2,028	61,633	▲ 34,720	30,619	▲ 31,014	35,293	4,674
地域密着型介護予防サービス給付費	7,768	7,768	7,081	▲ 687	7,143	62	10,966	3,823	8,163	▲ 2,803
審査支払手数料	2,644	2,644	2,238	▲ 406	1,709	▲ 529	2,265	556	2,277	12
介護予防福祉用具購入費	698	698	839	141	599	▲ 240	820	221	936	116
介護予防住宅改修費	2,283	2,283	2,289	6	3,526	1,237	2,180	▲ 1,346	2,869	689
介護予防サービス計画給付費	13,918	13,918	14,219	301	10,833	▲ 3,386	6,540	▲ 4,293	6,726	186
高額介護サービス費	64,646	64,646	65,728	1,082	63,775	▲ 1,953	65,586	1,811	66,385	799
高額介護予防サービス費	116	116	134	18	96	▲ 38	62	▲ 34	90	28
高額医療合算介護サービス費	7,121	7,121	6,377	▲ 744	6,217	▲ 160	6,462	245	6,820	358
高額医療合算介護予防サービス費	38	38	34	▲ 4	44	10	33	▲ 11	25	▲ 8
特定入所者介護サービス費	141,337	141,337	139,296	▲ 2,041	135,813	▲ 3,483	138,284	2,471	141,349	3,065
特定入所者介護予防サービス費	52	52	19	▲ 33	20	1	93	73	47	▲ 46
合　　計	2,716,695	2,716,695	2,691,548	▲ 25,147	2,673,410	▲ 18,138	2,694,110	20,700	2,798,007	103,897

令和元年度介護予防・生活支援サービス事業費実績（千円未満四捨五入）

単位：千円

地域支援事業費	平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		令和元年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度
みなし型訪問介護					10,986	―	18,469	7,483	16,322	▲ 2,147
緩和型訪問介護					1,754	―	1,873	119	560	▲ 1,313
みなし型通所介護					13,951	―	29,581	15,630	30,325	744
緩和型通所介護					913	―	883	▲ 30	236	▲ 647
ケアマネジメント事業					2,801	―	5,306	2,505	4,550	▲ 756
高額介護予防サービス費					46	―	109	63	54	▲ 55
高額医療合算介護予防サービス相当費					0	―	0	0	102	102
審査支払手数料					134	―	253	119	206	▲ 47
合　　計							56,474	25,889	52,355	▲ 4,119

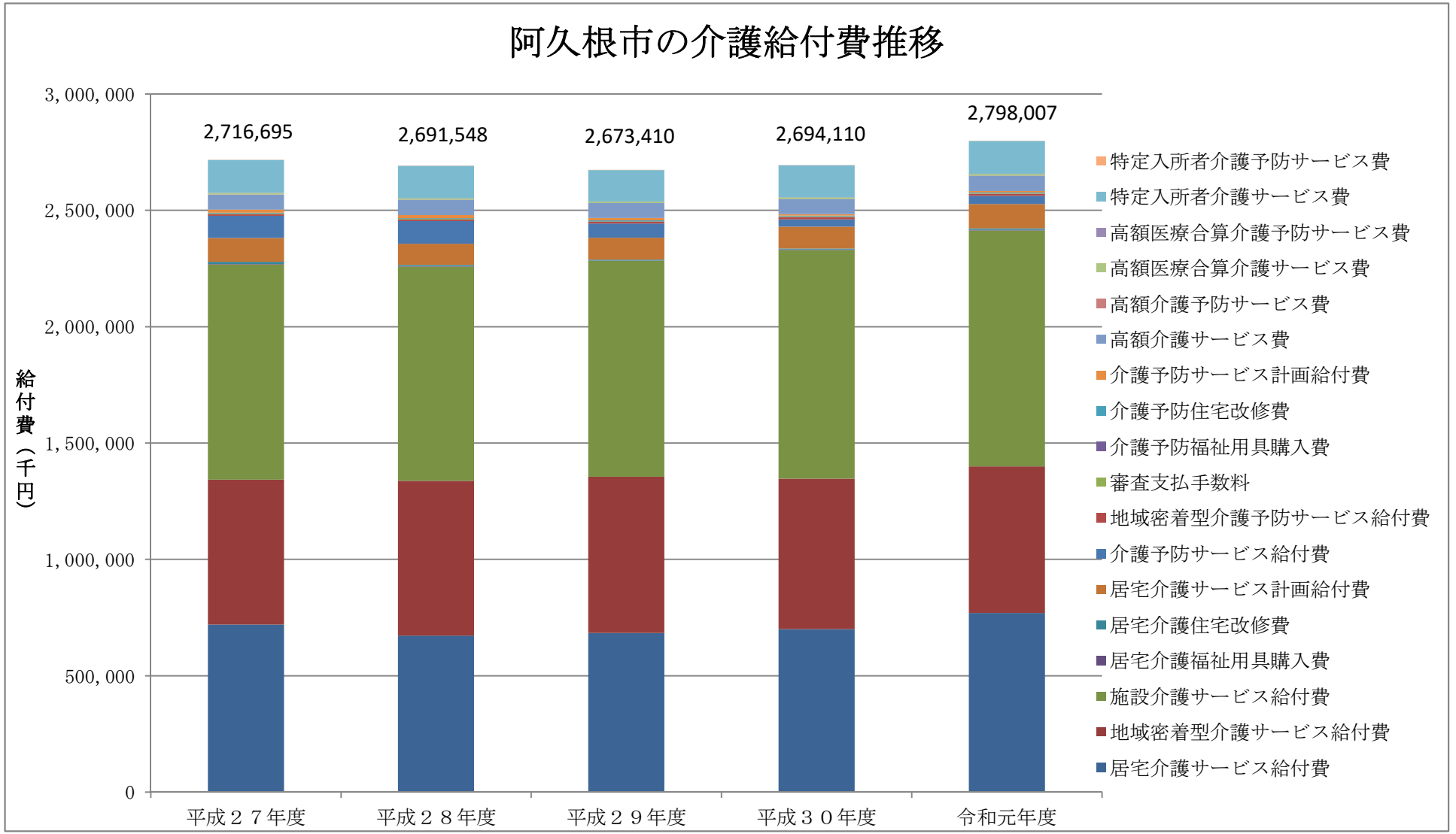
阿久根市の介護給付費推移
3,000,000
2,500,000
2,000,000
1,500,000
1,000,000
500,000
0
給付費（千円）
2,716,695
2,691,548
2,673,410
2,694,110
2,798,007
平成２７年度
平成２８年度
平成２９年度
平成３０年度
令和元年度
特定入所者介護予防サービス費
特定入所者介護サービス費
高額医療合算介護予防サービス費
高額医療合算介護サービス費
高額介護予防サービス費
高額介護サービス費
介護予防サービス計画給付費
介護予防住宅改修費
介護予防福祉用具購入費
審査支払手数料
地域密着型介護予防サービス給付費
介護予防サービス給付費
居宅介護サービス計画給付費
居宅介護住宅改修費
居宅介護福祉用具購入費
施設介護サービス給付費
地域密着型介護サービス給付費
居宅介護サービス給付費

3　令和元年度介護サービス給付実績

⑴　居宅介護サービス給付費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
訪問介護	2,092	78,813,425	2,022	79,824,945	70	▲ 1,011,520
訪問入浴介護	126	8,663,949	90	6,475,329	36	2,188,620
訪問看護	1,053	37,583,982	898	30,925,404	155	6,658,578
訪問リハビリテーション	187	5,491,827	194	6,448,950	▲ 7	▲ 957,123
通所介護	2,231	143,321,744	2,055	135,616,593	176	7,705,151
通所リハビリテーション	2,744	190,590,642	2,448	170,231,931	296	20,358,711
福祉用具貸与	5,213	72,095,427	4,627	62,040,473	586	10,054,954
短期入所生活介護	624	51,065,424	516	36,681,052	108	14,384,372
短期入所療養介護（老健）	238	13,320,630	189	12,055,616	49	1,265,014
短期入所療養介護（療養型）	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	925	5,108,085	831	4,504,144	94	603,941
特定施設入居者生活介護	897	163,507,944	859	155,985,526	38	7,522,418
合　計	16,330	769,563,079	14,729	700,789,963	1,601	68,773,116

⑵　地域密着型介護サービス給付費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	893	166,157,242	793	157,485,978	100	8,671,264
小規模多機能型居宅介護（短期利用）	2	11,448	1	61,812	1	▲ 50,364
認知症対応型共同生活介護	1,019	240,008,589	1,126	267,113,214	▲ 107	▲ 27,104,625
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	715	189,917,988	722	189,765,559	▲ 7	152,429
地域密着型通所介護	530	33,231,393	453	31,474,890	77	1,756,503
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	718,488	0	0	4	718,488
合　計	3,163	630,045,148	3,095	645,901,453	68	▲ 15,856,305

⑶　施設介護サービス給付費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護老人福祉施設サービス	1,434	351,316,805	1,392	337,445,115	42	13,871,690
介護老人保健施設サービス	2,223	600,973,846	2,227	596,030,299	▲ 4	4,943,547
介護療養型医療施設サービス	134	39,698,006	143	44,584,137	▲ 9	▲ 4,886,131
特定診療費	125	3,719,324	143	4,693,158	▲ 18	▲ 973,834
介護医療院サービス	51	16,964,523	0	0	51	16,964,523
特別診療費	51	1,566,459	0	0	51	1,566,459
合　計	4,018	1,014,238,963	3,905	982,752,709	113	31,486,254

⑷　居宅介護（予防）福祉用具購入費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
居宅介護福祉用具購入費	116	2,695,077	91	2,159,074	25	536,003
居宅予防福祉用具購入費	44	935,910	38	820,231	6	115,679
合　計	160	3,630,987	129	2,979,305	31	651,682

⑸　居宅介護（予防）住宅改修費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
居宅介護住宅改修費	123	6,069,330	93	4,161,827	30	1,907,503
居宅予防住宅改修費	57	2,869,000	43	2,179,887	14	689,113
合　計	180	8,938,330	136	6,341,714	44	2,596,616

⑹　居宅介護（予防）サービス計画給付費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
居宅介護サービス計画給付費	7,018	104,415,846	6,347	94,435,179	671	9,980,667
介護予防サービス計画給付費	1,517	6,726,460	1,494	6,539,900	23	186,560
合　計	8,535	111,142,306	7,841	100,975,079	694	10,167,227

⑺　介護予防サービス給付費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護予防短期入所生活介護	13	349,848	30	991,260	▲ 17	▲ 641,412
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	104	402,137	85	322,881	19	79,256
介護予防特定施設入居者生活介護	92	6,022,500	72	4,887,378	20	1,135,122
介護予防訪問介護	0	0	1	11,952	▲ 1	▲ 11,952
介護予防訪問看護	124	3,221,195	77	1,821,636	47	1,399,559
介護予防訪問リハビリテーション	42	864,342	52	933,444	▲ 10	▲ 69,102
介護予防通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	471	17,158,216	405	13,991,243	66	3,166,973
介護予防福祉用具貸与	1,139	7,275,226	1,239	7,658,750	▲ 100	▲ 383,524
合　計	1,985	35,293,464	1,961	30,618,544	24	4,674,920

⑻　地域密着型介護予防サービス給付費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	111	8,135,901	151	10,960,461	▲ 40	▲ 2,824,560
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期入所）	2	26,577	1	5,319	1	21,258
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
合　計	113	8,162,478	152	10,965,780	▲ 39	▲ 2,803,302

⑼　審査支払手数料

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
審査支払手数料	33,738	2,276,507	31,452	2,264,544	2,286	11,963

⑽　高額介護（予防）サービス費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
高額介護サービス費	6,191	66,385,268	6,220	65,585,989	▲ 29	799,279
現物給付分	101	1,384,451	96	1,238,742	5	145,709
償還払分	6,090	65,000,817	6,124	64,347,247	▲ 34	653,570
高額介護予防サービス費	21	89,503	62	62,373	▲ 41	27,130
現物給付分	0	0	0	0	0	0
償還払分	21	89,503	62	62,373	▲ 41	27,130
合計	6,212	66,474,771	6,282	65,648,362	▲ 70	826,409

⑾　高額医療合算介護（予防）サービス費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
高額医療合算介護サービス費	289	6,819,907	276	6,462,268	13	357,639
高額医療合算介護予防サービス費	6	25,252	10	33,199	▲ 4	▲ 7,947
合計	295	6,845,159	286	6,495,467	9	349,692

⑿　特定入所者介護（予防）サービス費

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
特定入所者介護サービス費	4,213	141,348,949	4,107	138,284,450	106	3,064,499
特定入所者介護予防サービス費	10	47,170	15	93,060	▲ 5	▲ 45,890
合計	4,223	141,396,119	4,122	138,377,510	101	3,018,609

⒀　介護給付費総計

単位：件，円

項目	令和元年度		平成３０年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護給付費総計	78,952	2,798,007,311	74,090	2,694,110,430	4,862	103,896,881

４　令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算

歳入　　単位：千円

款	項	令和元年度決算	平成30年度決算	増　減
保険料	介護保険料	482,248	504,218	▲ 21,970
使用料及び手数料	使用料	0	0	0
	手数料	38	32	6
	小　　計	38	32	6
国庫支出金	国庫負担金	499,810	510,143	▲ 10,333
	国庫補助金	344,649	338,348	6,301
	小　　計	844,459	848,491	▲ 4,032
支払基金交付金	支払基金交付金	775,077	737,735	37,342
県支出金	県負担金	418,819	400,501	18,318
	県補助金	20,156	20,370	▲ 214
	小　　計	438,975	420,871	18,104
財産収入	財産運用収入	207	17	190
繰入金	一般会計繰入金	474,456	439,666	34,790
	基金繰入金	16,000	16,000	0
	小　　計	490,456	455,666	34,790
繰越金	繰越金	72,576	124,940	▲ 52,364
諸収入	延滞金加算金及び過料	59	24	35
	市預金利子	0	0	0
	雑入	440	112	328
	小　　計	499	136	363
歳　　入　　合　　計		3,104,535	3,092,106	12,429

歳出　　単位：千円

款	項	令和元年度決算	平成30年度決算	増　減
総務費	総務管理費	43,202	44,343	▲ 1,141
	徴収費	1,129	453	676
	介護認定審査会費	27,726	29,160	▲ 1,434
	趣旨普及費	0	475	▲ 475
	小　　計	72,057	74,431	▲ 2,374
保険給付費	介護サービス等諸費	2,527,027	2,430,200	96,827
	介護予防サービス等諸費	53,987	51,124	2,863
	その他諸費	2,277	2,265	12
	高額介護サービス等費	66,475	65,648	827
	高額医療合算介護サービス等費	6,845	6,495	350
	特定入所者介護サービス等費	141,396	138,378	3,018
	小　　計	2,798,007	2,694,110	103,897
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	58,321	64,647	▲ 6,326
	一般介護予防事業費	13,146	12,856	290
	包括的支援事業・任意事業費	44,675	43,065	1,610
	その他諸費	206	253	▲ 47
	小　　計	116,348	120,821	▲ 4,473
基金積立金	介護保険基金積立金	21,454	37,327	▲ 15,873
公債費	公債費	0	0	0
諸支出金	償還金及び還付加算金	40,035	75,681	▲ 35,646
	繰出金	5,545	17,160	▲ 11,615
	小　　計	45,580	92,841	▲ 47,261
予備費	予備費	0	0	0
歳　　出　　合　　計		3,053,446	3,019,530	33,916

5 介護保険事業所の指定更新について(県指定)

事 業 所 名	サービスの種類	更新年月日 有効期間満了日
訪問介護事業所 ひまわり	訪問介護	令和元年9月1日 令和7年8月31日
ニチイケアセンター 阿久根	訪問介護	令和元年11月1日 令和7年10月31日
介護老人保健施設 グリーンフォレストみかさ	介護老人保健施設	令和2年4月1日 令和8年3月31日
グリーンフォレストみかさ訪問看護ステーション	訪問看護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
阿久根訪問看護 ステーション	訪問看護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
介護老人保健施設 回生苑	介護老人保健施設	令和2年4月1日 令和8年3月31日
特別養護老人ホーム桜ヶ丘荘	短期入所生活介護 介護老人福祉説	令和2年4月1日 令和8年3月31日
聖園老人ホーム	特定施設入居者生活介護, 介護予防特定施設入居者 生活介護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	訪問入浴介護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会訪問介護事業所	訪問介護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
デイサービスセンター翠香苑	通所介護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
株式会社タートル シルバーショップ 雅鹿児島店	福祉用具貸与	令和2年4月1日 令和8年3月31日

6 介護予防・生活支援総合事業所の指定状況について(市指定)

① 訪問型介護サービス

・ 訪問型相当サービス事業所指定

市内	阿久根市社会福祉協議会　訪問介護事業所
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根
	訪問介護事業所　ひまわり
	ニチイケアセンター阿久根
市外	ヘルプサービスはまかぜ園
	JA鹿児島いずみ指定訪問介護事業所
	ふくしサービスセンター愛ちゃん
	ニチイケアセンター五万石
	㈱ティー・シー・エス訪問介護事業所
	ヘルパーステーションいこい長島
	ヘルパーステーション　コミニティケアいずみ
	ホームヘルパーステーションわかまつ園
	コミュニティケアいずみ　野田サテライト

・ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）指定事業所

市内	阿久根市社会福祉協議会　訪問介護事業所
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根
	訪問介護事業所　ひまわり
市外	ヘルプサービスはまかぜ園
	JA鹿児島いずみ指定訪問介護事業所
	ふくしサービスセンター愛ちゃん
	ホームヘルパーステーションわかまつ園
	コミュニティケアいずみ　野田サテライト

② 通所型介護サービス

・ 通所型相当サービス事業所指定

市内	デイサービスセンター翠香苑
	デイサービスセンター緑風荘
	デイサービス桃の家
市外	デイサービスセンターはまかぜ園
	デイサービスセンター　あした天気になぁれ
	JA鹿児島いずみ指定通所介護事業所
	デイサービスセンター　リハシップあい西出水
	レストケア出水・デイイブニングセンター癒
	デイサービスセカンドライフ
	デイサービスセンターわかまつ園

・ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）指定事業所

市内	デイサービスセンター翠香苑
	デイサービスセンター緑風荘
市外	デイサービスセンターはまかぜ園
	JA鹿児島いずみ指定通所介護事業所
	デイサービスセンターわかまつ園

地域密着型サービス運営委員会

資　料

目　次

１　市指定施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１頁
２　実地指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２頁
３　施設整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３頁

1　市指定施設について

市内　　令和2年7月20日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
グループホーム はまゆう	認知症対応型共同 生活介護	18名	平成30年3月21日	令和6年3月20日
グループホーム 桃の家	認知症対応型共同 生活介護	18名	令和2年6月12日	令和8年6月11日
グループホーム はまなす	認知症対応型共同 生活介護	18名	令和2年6月13日	令和8年6月12日
ふれあいホーム 花	認知症対応型共同 生活介護	18名	平成28年3月3日	令和4年3月2日
グループホーム ポンタ	認知症対応型共同 生活介護	9名	平成28年5月24日	令和4年5月23日
小規模多機能ホーム 昴和苑	小規模多機能型居宅 介護	29名	平成30年4月1日	令和6年3月31日
小規模多機能ホーム コミニティの杜	小規模多機能型居宅 介護	29名	平成30年4月1日	令和6年3月31日
小規模多機能ホーム 希望の杜　脇本	小規模多機能型居宅 介護	29名	令和元年9月1日	令和7年8月31日
特別養護老人ホーム 満青	小規模介護老人福祉 施設	29名	令和元年10月1日	令和7年9月30日
特別養護老人ホーム あかり	小規模介護老人福祉 施設	29名	平成26年11月1日	令和2年10月31日
デイサービス 桃の家	通所介護	18名	令和2年2月1日	令和8年1月31日
デイサービスセンター 緑風荘	通所介護	18名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
阿久根市社会福祉 協議会	居宅介護支援事業所	－	令和2年4月1日	令和8年3月31日
KICプラン	居宅介護支援事業所	－	令和2年4月1日	令和8年3月31日
北国医院	居宅介護支援事業所	－	令和2年4月1日	令和8年3月31日
グリーンフォレストみかさ	居宅介護支援事業所	－	令和2年4月1日	令和8年3月31日
桃の家	居宅介護支援事業所	－	平成30年3月22日	令和5年3月21日

市外

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
デイサービス いきいきハウス東郷	認知症対応型通所介 護	12名	平成28年6月1日	令和4年5月31日
地域密着型介護老人 福祉施設 はまかぜ園	小規模介護老人福祉 施設	29名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
レストケアいずみ・デイ ホスピスセンター蘭	通所介護	9名	令和元年6月1日	令和7年5月31日

※　市外の施設については，施設所在市町長と協議し，承諾のうえで指定・利用ができます。

2 実地指導について

実地指導とは

介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう，介護保険法第23条，第78条の6，第115条の15，第115条の24の規定による報告及びそれに基づく措置として，指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者，指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者，指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者に対して行う保険給付及び予防給付に係る地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求に関する指導について，基本的事項を定めることにより，介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施しています。

令和元年度実績

市単独実地指導

施設名	サービスの種類	実施日
ふれあいホーム 花	認知症対応型共同生活介護	令和元年10月28日
グループホーム はまなす	認知症対応型共同生活介護	令和元年11月1日
特別養護老人ホーム あかり	小規模介護老人福祉施設	令和2年1月16日
小規模多機能ホーム コミュニティの杜	小規模多機能型居宅介護	令和2年1月22日

令和2年度実施計画

市単独実地指導

施設名	サービスの種類	実施日
グループホーム ポンタ	認知症対応型共同生活介護	令和2年9月～ 令和3年3月
小規模多機能ホーム 昴和苑	小規模多機能型居宅介護	
北国医院	居宅介護支援事業所	

県市合同指導

施設名	サービスの種類	実施日
未定		

3 施設整備について

第7期高齢者保健福祉計画に基づき，認知症対応型通所介護の整備に係る事業者を公募します。なお，昨年度は，市外の事業者も応募できるように条件を緩和したところですが，応募はありませんでした。

補助金
施設整備に関する事業費：11,900千円
準備事業費：0円

※ 認知症対応型通所介護
認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで，利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう，認知症の利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホームなど）に通い，施設では，食事や入浴などの日常生活上の支援や，生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供することにより，自宅に閉じこもりがちな利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく，家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

※ 北薩地域振興局管内の認知症対応型通所介護施設

出水市
デイサービスセンター出水の里さつき
デイサービスセンター野田の郷
デイサービスいこい
デイサービス希望
鶴寿園デイサービスセンターこすもす

薩摩川内市
NPO法人ぬくもりの家
デイサービスわが家
デイサービスひらさ
デイサービスセンターあゆみの家
デイサービス風楽の家
デイサービス木もれび
デイサービスセンターみどり
介護サービスセンター水引　デイサービスてるてる
認知症対応型デイサービスいきいきハウス東郷

地域包括支援センター運営協議会資料

［　目　次　］

１　令和元年度　地域包括支援センターの事業実績と評価・・・・・１頁

２　令和元年度　地域包括支援センターの歳入歳出決算状況・・・１１頁

３　令和２年度　阿久根市地域包括支援センター運営方針・・・・１２頁

1　令和元年度　地域包括支援センターの事業実績と評価

⑴　包括的支援事業

ア　総合相談支援業務

- 支援困難なケースの際には，民生委員や区長，関係機関（福祉事務所，警察，医療機関等）との連携を図った。
- 心身の状況や家庭環境等の課題がある高齢者を対象に市内３居宅介護支援事業所に実態把握業務を委託し，対象者の自宅訪問後，支援方法についての検討会を開催した。

【総合相談件数】（表１）

年　度	相　談　実　人　員	相　談　延　人　員	延　べ　件　数
H30	２４３人 （うち訪問：９２人）	４６８人 （うち訪問：１３６人）	５０７件 （うち訪問：１４９件）
R１	２２５人 （うち訪問：９０人）	４１４人 （うち訪問：１２９人）	４３２件 （うち訪問：１３２件）

【相談の形態】（表２）　［単位：件］

年　度	電　話	来　所	訪　問	そ の 他	合　計
H30	１９７	１１１	１４９	５０	５０７
R１	１６７	１００	１３２	３３	４３２

【相談者内訳】（表３）　［単位：件］

年　度	本　人	家　族	関 係 者	医療機関	施　設	行　政	そ の 他
H30	２７	１２９	４１	５２	１８	５４	１７８
R１	２９	９３	２９	５２	１９	４２	１４７

【相談内容別】（表４）　［単位：件］

相　談　内　容	相　談　件　数	
	H30 年度	R１年度
① 介護サービス	１１０	９２
② 福祉サービス	１	１
③ 医療サービス	１２	１８
④ 認知症	７７	５１
⑤ 成年後見	９０	４８
⑥ 消費者被害	０	２
⑦ その他（金銭管理・困難事例など）	５	１７
⑧ 高齢者虐待	９	６
⑨ その他	２０３	１９７
合　計	５０７	４３２

【実態把握業務】（表５）

事　業　所　名	対　象　者　数	実　施　件　数
社会福祉協議会	３人	１３件
昴和会	６人	１７件
黒木会	２人	４件
合　計	**１１人**	**３４件**

■　今後の課題等

- 認知症高齢者の増加や，身近に支援者がいない事例，８０５０問題などの家族に関する問題，生活困窮者や区未加入者など，地域で孤立している高齢者が増加してきており，相談件数は増加傾向にある。
- 相談内容が複雑多岐に渡る事例が多いため，医療・福祉分野関係だけでなく，警察や消防等との連絡調整やネットワーク構築を行うとともに，地域の見守り体制を強化していく必要がある。

イ　権利擁護業務

- 権利擁護に関する事業所研修会を開催した（社会医療法人　昴和会）。
- 家族や区長・民生委員，居宅介護支援事業所等の介護支援専門員からの相談に対し，支援等を行った。
- リーガルサポート鹿児島支部の司法書士を講師に招き，在宅高齢者福祉アドバイザーを対象とした権利擁護講演会を開催し，成年後見制度等についての普及啓発を行った。

■　今後の課題等

- 高齢者虐待は，本人の認知症や精神疾患に起因するものだけではなく，介護者自身の精神疾患や金銭的な問題なども要因となっている場合が多く，問題が複雑化しており，介護者に対する支援も同時に行っていく必要がある。
- 市民の成年後見制度や権利擁護についての理解を深めるため，講演会等も継続して実施していく必要がある。
- 講演会等の開催形式については，新型コロナウイルス感染拡大防止のため，大規模な市民向けの開催ではなく，地域ごとに分けて開催したり，いきいきサロン等の小規模な集会に出前講座的な形式で開催することを検討する必要がある。

ウ　包括的・継続的ケアマネジメント業務

- 居宅介護支援事業所等の介護支援専門員との情報交換を密にし，相談を受け付け，業務の後方支援を行った。
- 主任介護支援専門員の連絡会や介護支援専門員の資質向上へ向けた事例検討会，

多職種の連携を深めるための会議，福祉用具利用についての研修会，歯科医療連携に関する研修会などを定期的に開催した。

【介護支援専門員からの相談実績】（表６）　　［単位：件］

年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
H30	1	1	2	1	3	9	5	1	1	1	3	6	34
R1	0	2	4	0	0	7	2	4	4	2	0	2	27

■　今後の課題等

・　介護支援専門員を対象とした各種研修会を開催し，多様なニーズに応えられるよう，更なる資質の向上を図る必要がある。

エ　介護予防ケアマネジメント業務

・　高齢者自身が目標を持ち，要支援・要介護状態の予防や重症化の予防，改善を目的とした自立支援型の介護予防ケアマネジメントの実施に努めた。

【予防給付実績】（表７）　　［単位：件］

	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	合計
直営	134	131	128	127	123	122	118	120	124	118	122	122	1,489
委託	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	5
総合事業	104	99	93	97	102	102	104	99	99	100	97	95	1,191
合計	238	230	222	224	225	224	222	219	224	219	220	218	2,685

※月：サービス提供月

※月遅れ分，過誤調整については，同月の「直営」で調整

■　今後の課題等

・　要支援認定者は，令和２年３月末現在３１８人（前年度比：▲１人）。ケアプラン作成件数は，年間月平均２２３．８件程度であり，約１００人程度の要支援認定者が，介護保険サービスや総合事業サービスを利用していない実態がある。

・　サービス利用までに繋がらない理由としては，本人・家族等の都合により支援者がいない場合や，経済的な困窮であったり，地域との関わりや交流がないといったりした場合が多く，支援がないまま重症化し，表面化するケースもある。

そのような場合であっても，重症化予防の視点から，定期に継続的な見守りを行い，状況に応じた支援を実施していく必要がある。

⑵ 包括的支援事業

ア 介護予防事業対象者把握事業

・ ころばん体操教室やいきいきサロン等の高齢者が集まる場所に出向き，参加者を対象とした基本チェックリストを実施し，対象者の把握に努めた。

■ 今後の課題等

・ ころばん体操教室やいきいきサロンだけでなく，地区の行事等にも参加をしない，或いは参加することができない高齢者について，区長や民生委員，在宅高齢者福祉アドバイザー，ころばん体操教室やいきいきサロンの協力員等から情報収集・把握を行い，閉じこもりがちな高齢者が要介護状態等になることを未然に防ぐ取組を行っていく必要がある。

イ 一般介護予防

○ 通所型介護予防事業（ひまわり教室）

平成３０年度に６５歳以上の高齢者を対象にして実施した基本チェックリストの中で，運動，口腔，栄養，閉じこもり，物忘れ又はうつの項目で１項目以上の該当項目がある方を対象に，生活機能低下を予防するため，①運動器の機能向上，②口腔機能向上，③栄養改善，④その他プログラムを運動教室において複合的に実施した。年間を通して，１クール１６回（約４か月），２か月おきに新規の方が参加できるよう配慮した。

また，教室終了後も自宅で運動習慣を継続し，日常生活が送れるよう支援を行った。参加者実人員６０人（前年度比：▲５人）であった。

■ 今後の課題等

・ 教室終了後，参加者の７割程度が各地区で開催されているころばん体操教室に参加しており，運動継続につながっている。今後も継続した取組が必要である。

・ 教室開催の際には，新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じる等，参加者への安心・安全を考慮して開催することが必要である。

○ 地域介護予防活動支援事業（ころばん体操教室）

・ 令和元年度は，平成２９年４月１日から活動を休止していた田代中区を含めて新たに８地区（倉津区，上野区，東牧内区，内田区，牟田区，折口東区，上原区，田代中区）で教室が始まった結果，４７地区，１，０７９人（前年度比：１５０人増）の参加があった。

・　令和元年５月には，前年度から実施している，ころばん体操教室の登録者や体操に関心のある市民を対象とした，ころばん体操の全体会「チャレンジころばんＤＡＹ」を開催し，３４０人（前年度比：１０人増）の参加があった。

【地区別実施状況】（表８）

地区名（地区数）	実施箇所	登録者数	高齢者数	高齢化率	高齢者実施割合	高齢者介護認定率
大　川（6区）	4　区（1） 5か所（1）	112人 （4）	867人 （14）	59.0% （1.1）	13.0% （▲0.3）	24.8% （0.6）
西　目（7区）	5　区 5か所	112人	642人 （7）	53.6% （0.9）	17.4% （▲0.2）	19.8% （1.4）
鶴川内（9区）	3　区 2か所	35人 （▲5）	270人 （▲10）	41.3% （0.2）	13.0% （▲1.3）	23.7% （4.4）
田　代（4区）	4　区（1） 3か所（1）	34人 （+9）	108人 （4）	70.1% （1.4）	31.5% （9.2）	25.9%
市街地（11区）	10　区（2） 10か所（2）	290人 （52）	2,336人 （23）	35.0% （1.1）	12.4% （2.1）	22.3% （1.2）
赤瀬川（6区）	6　区（1） 6か所（1）	153人 （8）	999人	34.7% （0.2）	15.3% （0.8）	17.6% （1.7）
山　下（4区）	1　区 1か所	29人 （2）	533人 （9）	50.2% （1.7）	5.4% （0.2）	21.6% （1.6）
折　多（9区）	5　区（3） 5か所（3）	95人 （65）	568人 （5）	35.8% （0.6）	16.7% （11.4）	23.9% （4.5）
脇　本（21区）	10　区 10か所	219人 （23）	1,701人 （▲7）	40.9% （0.5）	12.9% （1.4）	20.2%
施　設　等	－	－	146人 （▲22）	85.4% （0.3）	－	49.3% （10.8）
合　計（77区）	**48　区（8） 47か所（8）**	**1,079人 （150）**	**8,170人 （155）**	**40.8% （0.7）**	**13.2% （11.1）**	**21.1% （0.9）**

※（　）の増減数は前年度比。なお，区によっては，合同で開催している所があります。

■　今後の課題等

・　ころばん体操教室の活動の輪が，市内全域に広がるにつれて，高齢者の教室への関心が徐々に高まってきている一方で，継続した運営を支える協力員の確保が難しく，実施に至らない地区がある。また，身体的に自宅から公民館まで歩いて参加することができない方への支援方法が課題となってきている。
・　地域を超えた協力員の支援サポーターの養成や未実施地区の地域住民向けの体験会の開催，生活支援体制整備事業等を活用した体操教室への送迎支援等について検討を行う必要がある。
・　体操教室の活動時には，新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じて実施

できるように協力員への支援・指導を行うなど，参加者が安心して実践できるように支援する必要がある。

⑶ 地域ケア会議の推進

- 地域ケア会議代表者会を令和元年１１月６日に開催し，地域包括支援センターで受け付けた総合相談や個別地域ケア会議から把握した事例から地域課題を提示して，課題の共有や必要な資源についての検討を行った。
- 個別地域ケア会議では，新規の総合事業対象者や要支援認定者，福祉用具の軽度者申請，住宅改修５万円以上の事例など，作業療法士や理学療法士，歯科衛生士，管理栄養士，生活支援コーディネーター等による専門職の助言を得ながら，９４件の支援策についての検討を行った。
- 支援困難事例について，介護保険サービス事業所や介護支援専門員，区長・民生委員等の地域住民が出席する個別地域ケア会議を７回開催し，対象者の情報や課題を共有しつつ，支援策についての協議を行い，対象者や家族が安心して生活できる環境整備に努めた。

■ 今後の課題等

- 個別地域ケア会議の効率的な運営については，会議の目的の共有化を図り，検討事例を提出するケアマネの認識と意識を変えていく必要があり，会議の在り方を含め，運営方法について改良していく必要がある。
- 地域課題の解決に向けては，今後も個別地域ケア会議等を通じて抽出した地域課題を地域ケア会議代表者会へ提案し，課題解決へ向けての方策について鋭意検討を進める必要がある。
- 個別地域ケア会議の開催形式については，新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じて開催することはもちろんのこと，地域ケア会議代表者会などの出席者が大多数となる場合には，書面による会議に変えて開催するなど，小規模な形式で開催することについて検討する必要がある。

⑷ 在宅医療・介護連携の推進

- 地域の医療や介護の連携，在宅支援及び医療・介護の心配ごとなどの相談窓口として，出水郡医師会広域医療センター内に「在宅医療介護支援センター」の窓口を設置し，地域包括支援センターをはじめ関係機関と連携して事業実施している。なお，同窓口での相談件数は，患者や家族，訪問看護師等からの相談件数が，延べ７２８件（前年度比：１４０件増），医療機関との連携業務の件数が，延べ８７７件（前年度比：２４７件増）であった。
- 出水地区内の医療・介護関係事業所を対象とした「入退院調整ルールキックオフミーティング」を令和元年７月２３日，出水郡医師会広域医療センターの会議室で初めて開催し，出水地区内の医療・介護関係者７９人の参加があった。
- 終末期の緩和ケア時に医療・介護スタッフがチームとなり，患者だけでなく家族も

サポートして在宅生活を支援するため，チームとなる関係各機関がどのような対応が必要であるかについて一緒に学び，情報共有することで，治療やケアを行うチーム医療体制の構築を図っていくことを目的とした阿久根市多職種交流研修会を令和元年１０月２３日，折多地区集会施設にて開催し，医療・介護関係者９４人の参加があった。

■　今後の課題等

- 多職種研修会等の開催を通じ，医療・介護・行政の顔の見える関係づくりができており，今後も他業種の業務内容についての理解を深めながら，入退院の際や在宅医療・介護の現場において，市民に安心と適切な医療・介護サービスの提供を行う体制づくりに取り組む必要がある。
- 在宅医療・介護に関する知識と認識を深めるための講演会については，草の根的に多くの市民の周知が図れるよう，区長や民生委員，在宅高齢者福祉アドバイザー等の研修会や，地域で開催しているいきいきサロン等での開催を検討する必要がある。
- 講演会や研修会等の開催形式については，新型コロナウイルス感染拡大防止のため，大規模な開催ではなく，地域ごとに分けて開催したり，参加者の職種を限定する等の小規模な集会で開催することについて検討する必要がある。

⑸　認知症施策の推進

ア　認知症総合支援事業

○　認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置し，総合相談支援業務と並行しながら，対象者や家族への初期支援として，認知症の早期診断，早期対応のため，認知症疾患医療センター等の医療機関や必要なサービス等につないだ。

○　認知症ケア推進事業

認知症の方やその家族，地域の方との交流の場として，毎月１回，折多地区集会施設にて，おれんじカフェよかよか（認知症カフェ）を開催。令和元年度は１１回開催し，延べ１９３人（前年度比：６０人増）の参加があった。

イ　若年性認知症に対する支援

- 若年性認知症に対する理解を深めてもらうため，各講演会や市役所窓口等においてパンフレットの配布に取り組んだ。

ウ　認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進

- 「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」の取組として，令和元年９月１６日，風テラスあくねにて，東京都立松沢病院の新里和弘先生を講師に，認知症予防講演会を鹿児島県と共催で開催し，３１４人の参加があった。

エ　認知症支援体制の整備と認知症高齢者を介護する家族への支援

- 認知症サポーター養成講座を学童・団体向けに４回開催し，８５人が参加し，延べ１，８９３人の認知症サポーターの養成を行った。
- 夏休みに学童クラブ向けに開催した認知症サポーター養成講座では，「おれんじカフェよかよか（認知症カフェ）」と交流を行い，学童期から認知症のことについて知る機会を持てるような取組を行った。

■　今後の課題等

- 高齢化の進行とともに，認知症に関する相談も増加してきており，早期に認知症疾患センター等の医療機関や介護サービス等へつなぎ，適切な支援を行うため，認知症初期集中支援チームの体制充実が必要である。
- 認知症カフェについては，会場が折多地区集会施設１か所のみでの開催ということもあり，認知症に対する地域の理解や見守りを推進していくため，地域のニーズを確認しながら，キャラバンメイトによる協力を得るなどの住民主体による開催方法も検討しつつ，開催場所を増やしていく必要がある。
- 阿久根市は１０代の認知症サポーターが少ない現状があるため，児童・生徒を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を積極的に推進していく必要がある。

⑹　生活支援体制整備事業

- 阿久根市社会福祉協議会に業務委託を行い，第１層１人，第２層２人の生活支援コーディネーターを配置し，地域の支援員となる人材の育成や地域とのネットワークの構築を進めるため，生活支援サポーター養成講座（全５回講座）を令和元年９月２６日から１０月２４日までの日程で実施し，１８人の参加があった。
- 昨年度末に実施した第２層の協議体である「地域づくり勉強会」を大川地区，西目・山下地区，阿久根地区，脇本地区の４地区にわけて各２回開催し，身の回りの地域課題や地域の互助・共助についての協議・検討を行った。
- 高齢者の生活を支える新たなサービスの創出については，社会福祉法人善き牧者会聖園老人ホームの支援協力による「川畑中区ドライブサロン（買い物支援バス）」を，令和２年度から事業実施するための準備を進めた。

■　今後の課題等

- これまで情報収集を行ってきた地域の資源や高齢者ニーズの情報整理を行い，現在，開催している第２層の地域づくり勉強会の活動を更に活性化させ，より多くの市民へ向けての事業周知や生活支援サポーター養成講座の開催，住民との話し合いの場を設けながら，将来に渡って地域で必要となる生活支援体制を整えていく必要がある。
- ドライブサロン（買い物支援バス）の実施地区を広げる取組を進めるとともに，今後も住民ニーズと地域資源のマッチングに取り組む必要がある。

⑺ 職員体制及び事務分掌（令和２年７月１日現在）

職　　名	人　数	事　　務　　分　　掌	備　　考
所長	１人	地域包括支援センターの総括	介護長寿課長兼務
地域包括支援係長	１人	庶務・予算・運営全般の掌握	職員
保健師	１人	高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に関すること 地域介護予防活動支援事業に関すること 介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業に関すること 地域リハビリ活動支援事業に関すること 在宅医療・介護連携推進事業 総合相談支援業務等 認知症初期集中支援チームに関すること 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	職員
保健師	１人	地域ケア会議 認知症地域支援ケア向上推進事業 認知症サポーター養成講座等に関すること 認知症カフェに関すること 総合相談支援業務等 認知症初期集中支援チームに関すること 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等 地域リハビリ活動支援事業に関すること	職員
事務主任	１人	庶務，契約に関すること 地域支援事業交付金事務に関すること 生活支援体制整備事業 介護予防サービス提供票，予防給付費等に係る請求事務等に関すること 各種調査に関すること 地域包括支援システムの運用管理	職員
社会福祉士	１人	総合相談支援業務に関すること 総合相談支援業務における高齢者実態把握業務に関すること 権利擁護事業に関すること 認知症初期集中支援チームに関すること 出前講座等に関すること 地域ケア会議	職員

社会福祉士	※１人	介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	職員 ※介護保険係職員と兼務
介護支援専門員 ※主任介護支援専門員の有資格者１人を含む	※５人	介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等 認知症初期集中支援チームに関すること	会計年度任用職員
看護師	１人	地域介護予防活動支援事業に関すること 介護予防対象者把握に関する業務 介護予防事業 介護予防普及啓発事業に関すること 認知症初期集中支援チームに関すること	会計年度任用職員
管理栄養士	１人	地域介護予防活動支援事業に関すること 介護予防対象者把握に関する業務 介護予防事業 介護予防普及啓発事業に関すること 認知症初期集中支援チームに関すること 個別地域ケア会議（助言者）	会計年度任用職員
合　　計	１４人		

2　令和元年度　地域包括支援センターの歳入歳出決算状況

■介護保険特別会計　介護サービス事業勘定

【歳　入】

［単位：円］

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	7,068,000	▲ 3,410,000	3,658,000	6,726,460	6,726,460	0
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	6,036,000	▲ 1,436,000	4,600,000	4,498,380	4,498,380	0
	小計	13,104,000	▲ 4,846,000	8,258,000	11,224,840	11,224,840	0
3 繰入金	1 一般会計繰入金	2,439,000	▲ 2,439,000	0	0	0	0
	小計	2,439,000	▲ 2,439,000	0	0	0	0
4 繰越金	1 繰越金	1,000	4,285,000	4,286,000	4,286,597	4,286,597	0
	小計	1,000	4,285,000	4,286,000	4,286,597	4,286,597	0
5 諸収入	2 雑入	34,000	0	34,000	25,510	25,510	0
	小計	34,000	0	34,000	25,510	25,510	0
歳入合計		**15,578,000**	**▲ 3,000,000**	**12,578,000**	**15,536,947**	**15,536,947**	**0**

【歳　出】

［単位：円］

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	支出負担行為額	支出済額	配当予算残額
1 総務費	1 総務管理費	14,260,000	▲ 2,700,000	11,560,000	10,564,235	10,564,235	995,765
	小計	14,260,000	▲ 2,700,000	11,560,000	10,564,235	10,564,235	995,765
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付事業費	1,218,000	▲ 300,000	918,000	854,056	854,056	63,944
	小計	1,218,000	▲ 300,000	918,000	854,056	854,056	63,944
3 予備費	1 予備費	100,000	0	100,000	0	0	100,000
	小計	100,000	0	100,000	0	0	100,000
歳出合計		**15,578,000**	**▲ 3,000,000**	**12,578,000**	**11,418,291**	**11,418,291**	**1,159,709**

３　令和２年度　阿久根市地域包括支援センター運営方針

Ⅰ．方針の策定

この「阿久根市地域包括支援センター運営方針」は，介護保険法第１１５条の４７に基づき，地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに，センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

Ⅱ．センターの設置目的

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域において生きがいをもって自立した日常生活が送れるよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」及び「生活支援サービス」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し，高齢者一人ひとりに合ったサービスや地域資源を活用しながら，いつまでもその人らしい生活ができるよう支援する必要がある。

センターは，その目的を達成するため，市民の心身における健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うとともに，地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図り，包括的に支援することを目的として設置する。

Ⅲ．運営上の基本的視点

１　地域包括ケアシステムの構築

市では，平成３０年３月に策定の第７期阿久根市高齢者保健福祉計画の基本理念「誰もが安心していきいきと暮らせるまち」のもとに４つの基本目標

① 地域包括ケアシステムの深化と推進
② 健康づくり・生きがいづくりからの介護予防
③ 生活支援体制の整備と充実
④ 介護保険制度の持続可能な運営へ向けて

を掲げている。この計画に基づき，関係機関と連携し，取組を進めるものとする。

２　地域におけるネットワークの活用

地域の住民，サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ，日々の活動に反映させるとともに，地域が抱える課題を把握し，解決に向けて地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

支援を必要とする高齢者を見出し，高齢者が介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適切に利用できるよう，センターを中心に，介護サービス事業者，医療機関，民生委員児童委員，日常生活支援に携わるボランティア，その他地域における関係者と連携し，継続的な見守りを行いつつ，高齢者支援のためのネットワーク構築を図り，閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか，虐待等困難事例

について早期に発見し，介入あるいは，見守り活動を推進する。

３　チームアプローチによる推進

センターの保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮するとともに，連携・協働しながら，相談者等の個々の事情や思いを充分に把握した上でチームとして検討・協議を行い，個別課題や地域課題の解決及び活動の推進に努める。

４　市関係部局との連携

地域の高齢者の総合相談に対して，適切に保健福祉の推進が図れるよう，市関係部局と連携し，相談支援等を行うものとする。

５　公平・中立性の確保

センターは，市の介護・福祉行政の一躍を担う公的な機関として，公正かつ中立性を確保した事業運営を行うものとする。

６　センターの運営評価等

市は，地域包括支援センター運営協議会において，センターの運営に対する評価等を審議し，常にセンターの機能強化が図れるよう支援を行うものとする。

Ⅳ．センターの機能強化方針

１　機能強化の考え方

医療介護総合確保推進法により，「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」が求められ，更には今後の高齢化の進展に伴い，複雑・多様化する相談に対応することによる業務量の増大等から，センターの機能強化が必要となっている。

より身近な場所で相談支援ができる環境を整え，高齢者の在宅生活を包括的に支援できるネットワークの構築を進める。

２　センターの運営方針

⑴　事業計画の策定

センターは，地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し，創意工夫した事業運営に努める。

また，事業計画は市民に対して分かりやすく広報するものとする。

⑵　設置場所

地域住民や介護支援専門員，サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい市役所に事務所を設置する。

⑶　職員体制

職員体制は，保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員の３職種及び高齢者人口に合わせて「阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の配置基準に基づき，職員を配置する。

⑷　センターの職務

地域包括ケアシステム構築のため，その中核機関としての役割を常に意識し，市における日常生活圏域全体のニーズ・課題を把握する。

また，日常生活圏域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し，各圏域の特性に応じた事業運営を行う。

各年度の目標を設定し，目標達成に向けての事業運営に努めるとともに，年度ごとに目標に対する事業の評価を行う。

上記評価を地域包括支援センター運営協議会に諮り，その結果を踏まえ，次年度に向けた問題解決方法を検討する。

⑸　職員の姿勢

地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための「自立支援」であることを念頭に置いて業務を遂行する。

⑹　職員の資質の向上

専門性の維持向上を目的に，研修会の開催や参加，参加後の情報共有などの取組を積極的に行う。

⑺　書類の整理

年度ごとの事業計画・実績報告書を作成するとともに，相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し，保管する。

⑻　苦情対応

苦情を受けた場合は，その内容及び対応等を記録し，相談・報告など適切に対応する。

⑼　緊急時の体制

センターの開設時間外においても，緊急時に連絡が取れる連絡体制や連絡網等を整備する。

⑽　個人情報の保護

阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護条例を遵守し，個人情報が業務に関係のない目的で使用されたり，不特定多数の者に漏れたりすることのないように，相談記録や関係文書等を適切に管理するとともに，守秘義務を厳守し，個人情報の保護を徹底する。

Ⅴ．具体的な業務

１　介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が可能な限り，住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう，本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ，適切なアセスメントのもと，本人の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。

⑴　介護予防・日常生活支援総合事業

第１号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は，法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち，施行規則１４０条の６２の４第２号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第１号被保険者（平成２７年３月３１日厚生労働省告示第１９７号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して，介護予防及び日常生活支援を目的として，その心身の状況，置かれている環境，その他の状況に応じて，その選択に基づき，訪問型サービス（第１号訪問事業），通所型サービス（第１号通所事業），その他生活支援サービス（第１号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

⑵　介護予防事業対象者把握事業及び支援

地域で開催されるいきいきサロンや高齢者学級，出前講座などの機会や地域からの情報等により基本チェックリストを実施し，将来，介護が必要となる可能性の高い高齢者を把握する。

また,必要に応じて介護予防に関する情報の提供や介護予防教室などを開催し，介護予防の取組を効果的に実施する。

⑶　一般介護予防

地域介護予防活動支援事業は，地域づくりによる介護予防事業として，高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減，悪化防止のため，人と人とのつながりを通じて，参加者や通いの場が継続的に拡大していくような住民主体の介護予防を推進する。

２　総合相談支援業務

⑴　地域におけるネットワークの構築

ア　センターの業務を適切に実施していくために，また業務への理解と協力を得るために，パンフレットや広報紙を作成して，様々な場所や関係機関へ配布等を行い，地域住民及び関係者へ積極的に啓発する。

イ　地域におけるネットワークを活用したニーズ発見機能，相談連絡機能，支援機能，予防機能が円滑に機能するよう，センターとしてのネットワークの構築

及び整備を行う。

ウ　構築したネットワーク及び既存のネットワークについて３職種で共有し，ネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組む。

エ　地域の課題や住民への支援については，地域の関係者や関係機関と連携を図り，ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。

オ　サービス事業所や専門相談機関等のマップを作成し，活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

⑵　実態把握

ア　地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行うことで，地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し，早期対応できるよう取り組む。

イ　地域住民や関係機関から，支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

⑶　総合相談業務

ア　初期対応を適切に行い，問題を明確にした上で，適切な機関・制度・サービス等につなげる。

イ　関係機関からの様々な相談について，迅速に対応し，報告するなど連携を図ることにより，信頼関係の構築に努める。

ウ　相談記録を速やかに作成し，緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

⑷　困難事例への対応

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は,実態把握のうえ,職員が連携して対応策を検討し，地域ケア会議も活用しながら，対策を講じるものとする。

３　権利擁護業務

⑴　権利擁護に関する啓発

高齢者の虐待の防止や成年後見制度の活用，消費者被害の防止等に関する権利擁護について，関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め，権利侵害を防止するための啓発活動に取り組む。

⑵　高齢者虐待への対応

ア　地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより，早期発見及び虐待防止

に取り組む。

イ　通報や相談等を受けた場合には，「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき，速やかに当該高齢者の状況を把握し，福祉事務所や関係機関と連携を図り，適切に対応する。

ウ　虐待等から保護するため，老人福祉施設への措置が必要な場合には，福祉事務所や関係機関と連携を図り，適切に支援する。

⑶　成年後見制度

ア　認知症等により，判断能力の低下がみられる場合には，適切な介護サービス利用や金銭管理，法律的行為などの支援のため，成年後見制度の活用を支援する。

イ　成年後見制度の利用が必要であると判断し，申立て可能な親族がいる場合には，関係機関の紹介等を行う。

ウ　成年後見制度の利用が必要であると判断したが，申立て可能な親族がいない場合等は，市長申立てへつなげる。なお，成年後見制度の活用について総合的な相談を受け付ける中核機関を，概ね令和３年度を目標に設置するための取組を関係機関と連携して進める。

⑷　消費者被害防止

ア　消費生活相談員や警察等の関係機関と連携して，消費者被害事例に対応できる体制を整備する。

イ　地域団体・関係機関との連携のもと，消費者被害情報の把握を行い，情報伝達と適切な対応により，被害を未然に防ぐよう支援するとともに，被害の拡大を防止するため，関係機関へ通報する。

４　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

⑴　包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

ア　地域における包括的・継続的なケアを提供するため，関係機関との連携体制を構築し，介護支援専門員と関係機関等との連携を支援する。

イ　地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう，情報共有を図る。

⑵　介護支援専門員に対する支援・指導

ア　介護支援専門員の日常的業務の実施に関し，専門的な見地からの個別指導や

相談への対応を行う。

イ　介護支援専門員の資質の向上を図る観点から，関係機関とも連携のうえ，情報提供や事例検討会，研修会等を実施する。

ウ　地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について，具体的な支援方針を検討し，指導・助言等を行う。

エ　地域の介護支援専門員が，日常的に円滑な業務が実施されるよう，介護支援専門員のネットワークを活用する。

5　認知症施策の推進

高齢者等が認知症になっても尊厳を保ち，地域で安心して暮らし続けることができるよう，地域の住民等に対して，認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。

また，認知症初期集中支援チームは，認知症が疑われる対象者に早期から関わり，必要な医療や適切なサービス等につなぎ，重症化の予防に努める。

⑴　関係機関との連携

ア　認知症の人やその家族を支えるため，関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。

イ　認知症疾患センターやかかりつけ医等，早期発見・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し，認知症の人やその家族に相談先等の情報提供を行う。

⑵　地域の体制づくり

ア　地域住民や関係機関が，認知症の人やその家族を地域で支え，見守ることができる体制を構築するために，認知症に対する正しい知識の普及啓発等を行う。

イ　地域のキャラバン・メイトと連携・協力し，自治会や事業所，小・中学生等の子どもたちや保護者を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し，「認知症サポーター」を養成する。

⑶　認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族が集える場所等を提供することで，介護相談に応じ，必要な知識や情報を提供することにより，介護負担を軽減し，在宅介護を継続できるよう支援を行う。

6　多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず，地域の保健，福祉，医療サービス及びボランティア活動，インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携する体制を構築する。

⑴ 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で，安心して暮らし続けることができるよう，地域における課題の検討及び施策の立案並びに提言を行うため，関係機関等と連携を図り，地域ケア会議を開催する。

ア　実務者会議，個別ケア会議

- 介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- 高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築
- 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ　代表者会議

- 地域課題を地域住民で共有し，「地域で解決できる課題」「政策的な課題」を明らかにし，課題解決・政策形成を目指した取組を行う。

⑵ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療介護支援センターと連携を図り，次の事業を展開することにより，在宅療養・看取りの推進に取り組む。

また，在宅医療・介護を支える関係者など多職種の連携強化，在宅療養に向けての相談対応等，在宅医療・介護の基盤整備に努めることで，「最後まで自宅で過ごすことができるまちづくり」の推進に努める。

① 地域の医療・介護の資源の把握
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
⑥ 医療・介護関係者の研修
⑦ 地域住民への普及啓発
⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

⑶ 生活支援サービスの体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら生活するためには，日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり，多種多様なサービスの充実を図るため，生活支援コーディネーターを配置し，又はその活動を支える協議体等を設置することにより，高齢者の社会参加を推進し，生活支援サービスの充実を図っていく。

7　指定介護予防支援事業

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成１８年厚生労働省令第３７号)に基づき，介護保険における予防給付の対象者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう，その心身の状況やおかれている環境等を勘案し，介護予防サービス計

画を作成する。

また，介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう，介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は，介護予防支援計画作成等に必要な助言・支援を行う。

⑴　予防給付のケアマネジメント（要支援認定者を対象）

ア　アセスメント，介護予防サービス支援計画作成，実施，モニタリング，評価の一連の支援経過について本人の自立促進をめざし，要介護への悪化を防止する。

イ　介護予防プラン適正化の視点を持ったプラン検討会を引き続き開催する。

⑵　介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

第１号介護予防支援事業対象者についても適切なサービスが包括的かつ効果的に支援が受けられるよう必要な援助を行う。

資　料

目　次

１　阿久根市介護保険条例・・・・・・・・・・・・・・１頁
２　阿久根市介護保険条例施行規則・・・・・・・・・・９頁
３　阿久根市地域密着型サービス運営委員会設置要綱
・・・１２項
４　阿久根市地域包括支援センター設置規則・・・・１３項
５　阿久根市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
・・・１５項
６　阿久根市介護保険運営協議会委員等名簿・・・・１６項

○阿久根市介護保険条例

平成12年3月30日
条例第7号

(趣旨)

第1条　市が行う介護保険については，法令に定めがあるものを除くほか，この条例に定めるものとする。

(保険料率)

第2条　平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は，次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者　年額36,000円

(2)　令第38条第1項第2号に掲げる者　年額54,000円

(3)　令第38条第1項第3号に掲げる者　年額54,000円

(4)　令第38条第1項第4号に掲げる者　年額64,800円

(5)　令第38条第1項第5号に掲げる者　年額72,000円

(6)　令第38条第1項第6号に掲げる者　年額86,400円

(7)　令第38条第1項第7号に掲げる者　年額93,600円

(8)　令第38条第1項第8号に掲げる者　年額108,000円

(9)　令第38条第1項第9号に掲げる者　年額122,400円

2　前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，27,000円とする。

3　第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，45,000円とする。

4　第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，52,200円とする。

(普通徴収に係る納期等)

第3条　普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は，次のとおりとする。

第1期　7月1日から同月末日まで

第2期　8月1日から同月末日まで

第3期　10月1日から同月末日まで

第4期　11月1日から同月末日まで

第5期　翌年1月1日から同月末日まで

第6期　翌年2月1日から同月末日まで

2　市長は，前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者については，同項の規定にかかわらず，その納期を別に定めることができる。この場合において，市長は，当該第1号被保険者及びその連帯納付義務者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。次項及び第7条において同じ。)に対して，その別に定めた納期を通知しなければならない。

3　市長は，次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは，前2項の規定にかかわらず，別に納期を定め，これを当該算定に係る第1号被保険者及びその連帯納付義務者に対して，通知しなければならない。

4　前3項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき，又はその分割金額が100円未満であるときは，その端数金額又はその全額は，暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第4条　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は，第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は，第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3　保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)，ロ若しくはニ，第2号ロ，第3号ロ，第4号ロ，第5号ロ，第6号ロ，第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は，当該該当するに至った

日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。

4　前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は，これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の特例）

第5条　保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては，その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り，第1号被保険者について，その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては，当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を，それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2　前項の規定により保険料を賦課した場合において，当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは，当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し，既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは，その過納額を還付し，又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

第6条　前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において，当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは，同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は，同項の規定により算定された保険料の額について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

2　前項の規定による修正の申出があった場合において，当該申出について相当の理由があると認められるときは，市長は，当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として，前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第7条　市長は，保険料の額が定めたときは，これを，速やかに，第1号被保険者及びその連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも，同様とする。

（保険料の督促手数料）

第8条　保険料の督促手数料は，督促状1通につき100円とする。

（延滞金）

第9条　法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は，納期限後にその保険料を納付する場合においては，その納付する保険料の額に，その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ，当該保険料の額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金の額を加えた金額を納付しなければならない。ただし，延滞金の額に100円未満の端数があるとき，又はその全額が1,000円未満であるときは，その端数金額又は全額を切り捨てる。

2　前項の規定により延滞金の額を算定する場合においては，その乗ずる割合は，閏年の日を含む期間についても，納期限の翌日から納付の日までの期間の365日に対する割合をもって計算するものとする。

（保険料の徴収猶予）

第10条　市長は，保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては，当該保険料の納付義務者の申請により，その納付することができないと認められる金額を限度として，1年以内の期間を限って，その保険料の徴収を猶予することができる。

(1)　第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が，震災，風水害，火災その他これらに類する災害により，住宅，家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2)　生計維持者が死亡したこと，又は心身に重大な障害を受け，若しくは長期間入院したことにより，その者の収入が著しく減少したこと。

(3)　生計維持者の収入が，事業又は業務の休廃止，事業における著しい損失，失業等により著しく減少したこと。

(4)　生計維持者の収入が，干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作，不漁その他これらに類す

る理由により著しく減少したこと。

2　前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して，市長に提出しなければならない。

(1)　第1号被保険者及び生計維持者の氏名及び住所

(2)　徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3)　徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第11条　市長は，保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当し，その程度が甚大であり，その者から保険料を徴収することが適当でないと認められるとき，その他必要があると特に認めるときは，当該保険料の納付義務者の申請により，その保険料を減免することができる。

2　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は，納期限までに，次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して，市長に提出しなければならない。

(1)　第1号被保険者及び生計維持者の氏名及び住所

(2)　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3)　減免を必要とする理由

3　第1項の規定により保険料の減免を受けた者は，当該保険料の減免を必要とする理由が消滅したときは，直ちに，その旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第12条　第1号被保険者は，毎年度6月25日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は，当該資格を取得した日から7日以内)に，当該第1号被保険者の所得状況及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし，当該第1号被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には，同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては，この限りでない。

(介護保険運営協議会の設置)

第13条　介護保険の適切な運営を図るため，地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき，阿久根市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の組織)

第14条　協議会は，委員15人以内をもって組織する。

2　委員は，次の各号に掲げる者のうちから，それぞれ当該各号に定める数の範囲内において，市長が任命する。

(1)　市民　5人

(2)　介護に関し学識又は経験を有する者　5人

(3)　指定介護サービスに関する事業に従事する者　5人

(協議会の委員の任期)

第15条　協議会の委員の任期は，2年とし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2　委員は，再任されることができる。

(届出の違反又は虚偽の届出)

第16条　市は，第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)，又は虚偽の届出をしたときは，その者に対し，10万円以下の過料を科する。

(被保険者証の提出の違反)

第17条　市は，法第30条第1項後段，第31条第1項後段，第33条の3第1項後段，第34条第1項後段，第35条第6項後段，第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し，10万円以下の過料を科する。

(文書提出及び質問に対する答弁等の違反)

第18条　市は，被保険者，被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに，法第202条第1項の規定により文書その他の物件

の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず，又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず，若しくは虚偽の答弁をしたときは，10万円以下の過料を科する。

（徴収金に対する違反）

第19条　市は，偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し，その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

（過料の決定及び納期限）

第20条　第16条から前条までの過料の額は，情状により，市長が定める。

2　第16条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知者に指定すべき納期限は，その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

（委任）

第21条　この条例に定めるもののほか，市が行う介護保険について必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は，平成12年4月1日から施行する。

（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）

第2条　平成12年度における保険料率は，第2条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　令第38条第1項第1号に掲げる者　年額4,800円
(2)　令第38条第1項第2号に掲げる者　年額7,200円
(3)　令第38条第1項第3号に掲げる者　年額9,600円
(4)　令第38条第1項第4号に掲げる者　年額12,000円
(5)　令第38条第1項第5号に掲げる者　年額14,400円

2　平成13年度における保険料率は，第2条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　令第38条第1項第1号に掲げる者　年額14,400円
(2)　令第38条第1項第2号に掲げる者　年額21,600円
(3)　令第38条第1項第3号に掲げる者　年額28,800円
(4)　令第38条第1項第4号に掲げる者　年額36,000円
(5)　令第38条第1項第5号に掲げる者　年額43,200円

第3条　平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は，第3条第1項の規定にかかわらず，次のとおりとする。

第1期　10月1日から同月31日まで
第2期　12月1日から同月25日まで
第3期　翌年2月1日から同月末日まで

2　平成12年度において第3条第2項の規定を適用する場合においては，同項中「別に定めることができる」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3　平成13年度においては，第4期，第5期及び第6期の納期に納付すべき保険料の額は，第2期の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

（平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例）

第4条　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は，第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず，平成12年度においては，平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に，平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み，当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし，平成13年度においては，次に掲げる額の合算額とする。

(1)　平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に，平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
(2)　平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に，平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条　保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに

至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)，ロ及びハ，第2号ロ，第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は，第4条第3項の規定にかかわらず，平成12年度及び平成13年度においては，次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　当該該当するに至った日が，平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合　該当するに至った令第38条第1項第1号，第2号，第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

(2)　当該該当するに至った日が，平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合　令第38条第1項第1号イ，ロ及びハ，第2号ロ，第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号，第2号，第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3)　当該該当するに至った日が，平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合　令第38条第1項第1号イ，ロ及びハ，第2号ロ，第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額，該当するに至った令第38条第1項第1号，第2号，第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号，第2号，第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4)　当該該当するに至った日が，平成13年10月中である場合　令第38条第1項第1号イ，ロ及びハ，第2号ロ，第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号，第2号，第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5)　当該該当するに至った日が，平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合　令第38条第1項第1号イ，ロ及びハ，第2号ロ，第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額，令第38条第1項第1号イ，ロ及びハ，第2号ロ，第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号，第2号，第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の特例)

第6条　当分の間，第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は，同項の規定にかかわらず，各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては，年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合)とする。

(報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条　報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年阿久根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第8条　法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については，介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み，その円滑な実施を図るため，平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず，その翌日から行うものとする。

2　法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については，その円滑な実施を図るため，平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は行わず，その翌日から行うものとする。

3　法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については，その事業の実施に必要な準備のため，平成27年

4月1日から平成30年3月31日までの間は行わず，その翌日から行うものとする。
4　法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については，その円滑な実施を図るため，平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は行わず，その翌日から行うものとする。

附　則(平成14年1月条例第3号)

この条例は，公布の日から施行する。

附　則(平成15年3月条例第11号)

1　この条例は，平成15年4月1日から施行する。
2　改正後の阿久根市介護保険条例第2条の規定は，平成15年度以後の年度分の保険料について適用し，平成14年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

附　則(平成18年3月条例第21号)

(施行期日)

第1条　この条例は，平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条　改正後の阿久根市介護保険条例(以下「新条例」という。)第2条及び第4条の規定は，平成18年度以後の年度分の保険料について適用し，平成17年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

(平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例)

第3条　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は，新条例第2条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　新条例第2条第4号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし，同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合，新条例第2条第1号に該当するもの　28,440円

(2)　新条例第2条第4号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第2号に該当するもの　32,760円

(3)　新条例第2条第4号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第3号に該当するもの　35,760円

(4)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第1号に該当するもの　32,400円

(5)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第2号に該当するもの　36,720円

(6)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第3号に該当するもの　39,240円

(7)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第4号に該当するもの　46,560円

2　平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は，新条例第2条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　新条例第2条第4号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第1号に該当するもの　35,760円

(2)　新条例第2条第4号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第2号に該当するもの　37,560円

(3)　新条例第2条第4号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第3号に該当するもの　39,240円
(4)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第1号に該当するもの　43,200円
(5)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第2号に該当するもの　45,360円
(6)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第3号に該当するもの　46,560円
(7)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第4号に該当するもの　50,040円

3　平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は，新条例第2条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)　新条例第2条第4号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第1号に該当するもの　35,760円
(2)　新条例第2条第4号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第2号に該当するもの　37,560円
(3)　新条例第2条第4号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第3号に該当するもの　39,240円
(4)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第1号に該当するもの　43,200円
(5)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第2号に該当するもの　45,360円
(6)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第3号に該当するもの　46,560円
(7)　新条例第2条第5号に該当する者であって，その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合，新条例第2条第4号に該当するもの　50,040円

附　則(平成20年3月条例第11号)

この条例は，平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月条例第2号)

1　この条例は，平成21年4月1日から施行する。

2　改正後の阿久根市介護保険条例第2条の規定は，平成21年度以後の年度分の保険料について適用し，平成20年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

附　則(平成24年3月条例第7号)

(施行期日)

第1条　この条例は，平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条　改正後の阿久根市介護保険条例(以下「新条例」という。)第2条の規定は，平成24年度以後の年度分の保険料について適用し，平成23年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

第3条　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第14条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は，新条例第2条第3号の規定にかかわらず，年額33,540円とする。

2　令附則第15条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は，新条例第2条第4号の規定にかかわらず，年額43,860円とする。

附　則（平成25年12月条例第33号）

（施行期日）

第1条　この条例は，平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　改正後の阿久根市介護保険条例附則第6条及び改正後の阿久根市後期高齢者医療に関する条例附則第3項の規定は，延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し，同日前の期間に対応するものについては，なお従前の例による。

附　則（平成27年3月条例第13号）

1　この条例は，平成27年4月1日から施行する。

2　改正後の阿久根市介護保険条例第2条の規定は，平成27年度以後の年度分の保険料について適用し，平成26年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

附　則（平成27年7月条例第24号）

1　この条例は，公布の日から施行する。

2　改正後の阿久根市介護保険条例第2条第2項の規定は，平成27年度以後の年度分の保険料について適用し，平成26年度以前の年度分の保険料については，適用しない。

附　則（平成30年3月条例第10号）

1　この条例は，平成30年4月1日から施行する。

2　改正後の阿久根市介護保険条例第2条の規定は，平成30年度以後の年度分の保険料について適用し，平成29年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

附　則（令和元年6月条例第4号）

1　この条例は，公布の日から施行する。

2　改正後の阿久根市介護保険条例第2条の規定は，令和元年度以後の年度分の保険料について適用し，平成30年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

○阿久根市介護保険条例施行規則

平成12年3月31日
規則第40号

(趣旨)

第1条　この規則は，阿久根市介護保険条例(平成12年阿久根市条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保険料の徴収猶予又は減免)

第2条　条例第10条又は第11条の規定に基づき，介護保険料(以下「保険料」という。)の徴収猶予又は減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は，介護保険料徴収猶予・減免申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2　市長は，前項の申請があったときは，保険料の徴収猶予又は減免の可否を審査し，介護保険料徴収猶予決定・却下通知書(別記第2号様式)又は介護保険料減免決定・却下通知書(別記第3号様式)により申請者に通知しなければならない。

3　市長は，前項の審査をするに当たっては，介護保険料徴収猶予・減免調書(別記第4号様式)を作成しなければならない。

4　市長は，保険料の徴収猶予又は減免を取り消す場合又は変更する場合は，介護保険料徴収猶予取消・変更通知書(別記第5号様式)又は介護保険料減免取消・変更通知書(別記第6号様式)により通知しなければならない。

(保険料の減免の割合又は金額)

第3条　条例第11条第1項の規定による保険料の減免は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める割合又は金額の範囲内において行う。

(1)　条例第10条第1項第1号の場合　保険料の納付義務者(その世帯に属する被保険者を含む。)又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)が所有し，直接居住の用に供する住宅，日常使用する家財又はその他の財産(以下「住宅等」という。)につき，災害により受けた損害の金額(保険金，損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した金額を除く。)が，その住宅等の価格の10分の3以上である者で，その世帯の前年中の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には，その適用前の金額とする。)，法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には，その適用前の金額とする。)又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を含む。)の合算額(以下「世帯の合計所得金額の合算額」という。)が1,000万円以下であるものに対して，災害発生後1年以内に納期限の到来する保険料につき，次の表の区分による割合

損害の程度 前年中の世帯の合計所得金額の合算額	減免の割合	
	10分の3以上10分の5未満の場合	10分の5以上の場合
500万円以下の場合	2分の1	全部
500万円を超え750万円以下の場合	4分の1	2分の1
750万円を超える場合	8分の1	4分の1

(2)　条例第10条第1項第2号の場合　当該年のその世帯の合計所得金額の合算額の見積額が前年の合計所得金額の合算額の10分の5以下に減少すると認められ，かつ，前年中の世帯の合計所得金額の合算額が400万円以下であるものに対して，当該事由発生の翌月から1年以内に納期の末日の到来する保険料につき，次の区分による割合

生計を主として維持する者の死亡又は重大な障害の要因	減免の割合
災害以外の場合	10分の1
災害を起因とした場合	10分の9

(3)　条例第10条第1項第3号の場合　当該年のその世帯の合計所得金額の合算額の見積額(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第15条の規定によって支払われるべき失業給付，保険契約に基づく傷病保険給付その他これらに類する給付又は源泉分離課税の対象となった退職手当等の金額(退職所得控

除前の金額とする。)がある場合には，これらを含む。)が前年中の世帯の合計所得金額の合算額(臨時的な所得を除く。)の10分の5以下に減少すると認められ，かつ，前年中の合計所得金額の合算額が400万円以下であるものに対して，申請のあった日以後に納期限の到来する保険料につき，次の表の区分による割合

世帯の合計所得金額の合算額の見積額の減少の割合 前年中の世帯の合計所得金額の合算額	減免の割合	
	10分の3を超え10分の5以下の場合	10分の3以下の場合
200万円以下の場合	2分の1	全部
200万円を超え300万円以下の場合	4分の1	2分の1
300万円を超える場合	8分の1	4分の1

(4)　条例第10条第1項第4号の場合　干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作，不漁その他これに類する理由(以下「農作物の不作等」という。)による損失額の合計額(農作物の不作等による減収額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)その他これに類する公的災害補償によって補償される共済年金額等を控除した額)が，平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で，前年中の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該世帯の合計所得金額の合算額のうち，農業等による所得以外の所得が400万円を超える者を除く。)に対しては，当該事由の発生後1年以内に納期限の到来する保険料につき，次の表の区分による割合

前年中の世帯の合計所得金額の合算額	減免の割合
300万円以下の場合	全部
300万円を超え400万円以下の場合	10分の8
400万円を超え550万円以下の場合	10分の6
550万円を超え750万円以下の場合	10分の4
750万円を超える場合	10分の2

(5)　第1号被保険者が介護保険法(平成9年法律第123号)第63条に規定する施設に拘禁された場合　同条の適用を受ける期間に係る保険料額

(介護保険運営協議会の所掌事務)

第4条　条例第13条に規定する阿久根市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)は，介護保険事業の運営に関する事項について，市長の諮問に応じて審議し，又は必要があるとき市長に建議するものとする。

2　協議会は，市が取り扱った相談及び苦情について，必要に応じて報告を求め，報告を受けたときは，当該報告に係る相談及び苦情への対応及びその解決の方法，内容等について，審議をすることができる。

(協議会の委員の選任)

第5条　市長は，条例第14条第2項第1号の委員を任命するに当たっては，できるだけ市民各層の幅広い意見が反映されるよう適切な方法によって選任するものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第6条　協議会に，会長及び副会長を置き，委員の互選により定める。

2　会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

3　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条　協議会の会議(以下「会議」という。)は，市長の諮問があったときその他必要と認めるときに会長が招集する。

2　会長は，会議を招集するときは，市長にこれを通知しなければならない。

3　会議は，委員の半数以上の出席がなければ，これを開くことができない。

4　会議は，会長が議長となり，議事を整理する。

5　会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（協議会の委員の守秘義務）
第8条　協議会の委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（委任）
第9条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この規則は，平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成17年3月規則第12号）

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

附　則（平成19年1月規則第1号）

1　この規則は，平成19年4月1日から施行する。
2　改正後の阿久根市介護保険条例施行規則第3条の規定は，平成19年度以後の年度分の保険料について適用し，平成18年度以前の年度分までの保険料については，なお従前の例による。

別記第1号様式（第2条関係）

○阿久根市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年3月31日
告示第46―2号

(設置)
第1条　地域密着型サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するため，阿久根市地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)
第2条　委員会は，次に掲げる事務を所掌する。
(1)　サービスの指定等に関する事項
(2)　サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事項
(3)　サービスの質の確保及び運営評価に関する事項
(4)　その他サービスの適正な運営に関し必要な事項
(委員)
第3条　委員会は，委員15人以内をもって組織する。
2　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者
(2)　介護サービス及び介護予防サービス事業者
(3)　地域における保健，医療及び福祉関係者
(4)　学識経験者
(5)　その他市長が必要と認める者
(任期)
第4条　委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。
2　補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)
第5条　委員会に，会長及び副会長各1人を置く。
2　会長及び副会長は，委員の互選によりこれを定める。
3　会長は，委員会を代表し，会務を総理する。
4　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代理する。
(会議)
第6条　委員会の会議(以下「会議」という。)は，会長が必要に応じて招集する。
2　会長が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)
第7条　委員会の庶務は，健康増進課において処理する。
(その他)
第8条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附　則(令和元年5月告示第2―2号)

この要綱は，令和元年6月1日から施行する。

○阿久根市地域包括支援センター設置規則

平成18年3月31日
規則第17号

（設置）
第1条　市民の心身の健康の維持，保健・福祉・医療の向上，生活の安定のために必要な援助，支援を包括的に行う中核機関として，阿久根市地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。
（名称及び位置）
第2条　センターの名称及び位置は，次のとおりとする。
(1)　名称　阿久根市地域包括支援センター
(2)　位置　阿久根市鶴見町200番地
（組織及び分掌事務）
第3条　センターに所長及び係長のほか，次の職員を置く。
(1)　保健師その他これに準ずる者
(2)　社会福祉士その他これに準ずる者
(3)　主任介護支援専門員その他これに準ずる者
2　管理係の分掌事務は，次のとおりとする。
(1)　介護予防事業に関するケアマネジメント業務に関すること。
(2)　予防給付に関するケアマネジメント業務に関すること。
(3)　地域ケア会議に関すること。
(4)　在宅医療・介護連携に関すること。
(5)　認知症施策に関すること。
(6)　地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務に関すること。
(7)　高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なマネジメントの後方支援を行う包括的，継続的ケアマネジメント業務に関すること。
(8)　前各号に掲げるもののほか，センターの運営に関し必要なこと。
3　第1項に定めるもののほか，必要に応じ，その他の職員を置くことができる。
（職員）
第4条　センターに所長及び係長のほか，必要な職員を置く。
（職務）
第5条　所長は，センターの事務を統括し，所属職員を指揮監督する。
2　係長及びその他の職員は，上司の命を受け，センターの事務に従事する。
（専決）
第6条　所長は，重要又は異例の事項を除き，阿久根市事務決裁規程（平成11年阿久根市訓令第3号。以下「決裁規程」という。）第2条第6号に規定する課長等の例により，所掌事務について専決することができる。
（代決）
第7条　所長が不在のときは，係長が代決することができる。
（決裁規程の準用）
第8条　センターの事務の決裁については，前2条に定めるもののほか，決裁規程の規定を準用する。
（公印）
第9条　センターに次の公印を備え，所長が保管する。

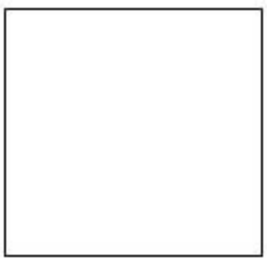

方21ミリ 方21ミリ

（委任）
第10条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。
附　則
この規則は，平成18年4月1日から施行する。
附　則（平成24年3月規則第15号）
この規則は，平成24年4月1日から施行する。
附　則（平成24年8月規則第30号）
この規則は，公布の日から施行する。
附　則（平成30年12月規則第18号）
この規則は，公布の日から施行する。

○阿久根市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年3月31日
告示第46号

(設置)

第1条　地域包括支援センター(以下「センター」という。)の適正な運営，公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため，阿久根市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条　協議会は，次に掲げる事項について協議するものとする。

(1)　センターの設置等に関する事項

(2)　センターの運営に関する事項

(3)　地域の連携及び支援体制に関する事項

(4)　その他協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条　協議会は，委員15人以内をもって組織する。

2　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者

(2)　介護サービス及び介護予防サービス事業者

(3)　地域における保健，医療及び福祉関係者

(4)　学識経験者

(5)　その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条　委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。

2　補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条　協議会に，会長及び副会長各1人を置く。

2　会長及び副会長は，委員の互選によりこれを定める。

3　会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

4　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条　協議会の会議(以下「会議」という。)は，会長が必要に応じて招集する。

2　会長が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

3　会議において，委員がセンターの設置者(設置候補者を含む。)である法人又は団体の役員若しくは構成員であり，当該センターの利害に関する事項の審議を行う場合には，協議会の決定により，その委員を当該事項の審議に係る会議から除くものとする。

(庶務)

第7条　協議会の庶務は，健康増進課において処理する。

(その他)

第8条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附　則(令和元年5月告示第2―2号)

この要綱は，令和元年6月1日から施行する。

介護保険運営協議会委員
地域密着型サービス運営委員会委員
地域包括支援センター運営協議会委員

（任期：令和元年６月２８日～令和３年３月３１日）

（敬称略）

番号	氏　　名	性別	団　　体　　名	備　　考
1	山口　士郎	男性	さわやかクラブ連合会	
2	野﨑　豊	男性	身体障害者福祉協議会	
3	中畠　達哉	男性	身体障害者福祉協議会	
4	牛ノ濱　福蔵	男性	ボランティアセンター運営協議会	
5	川原　修一	男性	区長会	
6	井上　浩一	男性	民生委員・児童委員	
7	杉山　光喜	男性	出水郡歯科医師会	
8	辺木　文平	男性	出水郡医師会	令和２年７月３０日～
9	平山　純子	女性	居宅介護支援事業所	
１０	新留　淳一	男性	通所介護施設	
１１	末吉　哲也	男性	介護老人福祉施設	
１２	久保　道明	男性	認知症対応型共同生活介護施設	
１３	今村　英幸	男性	社会福祉協議会	

高齢者保健福祉計画策定委員会

資　料

目　次

１　第８期計画改正のポイント等に・・・・・・・・・・・・１頁
２　今後の作業工程について・・・・・・・・・・・・・・１０頁
３　アンケート調査票（様式）について・・・・・・・・・１１頁
４　高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・２６頁
５　高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿・・・・・・・２８頁

総論

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨

高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年にスタートした介護保険制度は，その創設から 20 年が経過し，65 歳以上被保険者数が約 1.6 倍に増加するなかで，サービス利用者数は制度創設時の3.3 倍に増加しており，介護サービスの提供事業所数も着実に増加し，介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展してきています。

その一方，2025 年（令和７年）にはいわゆる団塊世代全てが 75 歳以上となるほか，2040 年（令和 22 年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が６５歳以上になるなど，人口の高齢化は，今後更に進展することが見込まれています。

こうした中，介護保険制度の持続可能性を維持しながら，高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには，限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみにとどまらず，医療，介護，介護予防，住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。

このため，2017 年（平成 29 年）には，地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により，地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため，保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進，現役世代並みの所得のある利用者の負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の改正が行われました。

また，2020 年（令和 2 年）には，地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 52 号）により，地地域共生社会の実現を図るため，地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から，市町村の包括的な支援体制の構築の支援，地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進，医療・介護のデータ基盤の整備の推進，介護人材確保及び業務効率化の取組の強化，社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

これらを踏まえ，2025 年さらには 2040 年を見据えながら，高齢者の健康の確保と福祉の増進，地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を計画的に行うため，阿久根市老人福祉計画及び第８期介護保険事業計画を策定します。

2　計画の性格と法的位置付け

本計画は，老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」が相互に連携することにより，総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから，両計画を一体的に策定するものです。

また，国の示す「基本指針」や鹿児島県において策定される「鹿児島県高齢者保健福祉計画（鹿児島すこやか長寿プラン）」，上位計画である『阿久根市まちづくりビジョン』や阿久根市地域福祉計画をはじめ，本市が策定する各種関連計画との整合・調和・連携を図ります。

図表：他の計画との関係

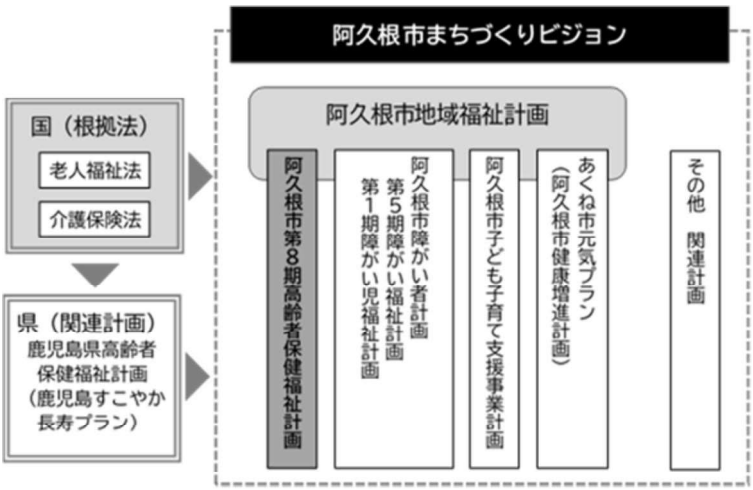

3　計画の期間

本計画は，平成 30 年度から令和２年度までを計画期間とする第７期計画が満了することから，令和３年度から令和５年度までを計画期間とする第８期計画を策定しました。

第８期計画は，団塊の世代が７５歳以上になる 2025 年，更に現役世代が急減する 2040 年の双方を念頭に見据えた中長期的な計画です。計画の最終年度に当たる令和５年度に新たに計画を見直し，第９期計画の策定を行います。

図表：計画の期間

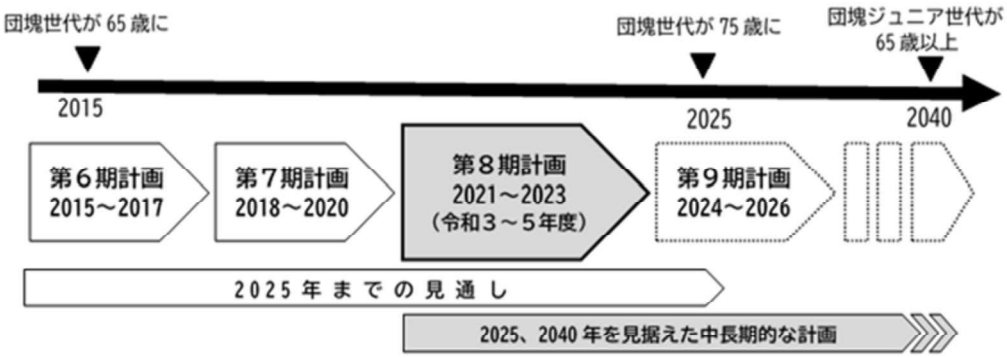

４　計画策定の体制及び経緯

（１）市民参画

①高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査

本計画策定の基礎資料とするため，市内に居住する高齢者の実態や意識及び意向の調査を令和元年度に実施しました。

②パブリックコメント

第８期高齢者保健福祉計画（素案）について，令和**年**月**日から**月**日までの期間で実施しました。

（２）策定体制

①外部検討組織

本計画の策定に当たっては，学識経験者，市内関係団体の代表，市民等から構成された「阿久根市高齢者保健福祉計画策定委員会」において各分野からの御意見をいただき，検討及び審議を行いました。

②内部検討組織

庁内においては，関係する各係において検討を行い，策定を進めました。

（３）計画策定の経緯

計画策定の経緯は，以下のとおりです。

図表：計画策定の経緯

令和年 12 月～令和２年１月	高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査
令和２年７月 30 日（木）	第１回策定委員会
令和２年**月**日（**）	第２回策定委員会
令和３年**月**日（**）	第３回策定委員会
令和３年**月**日（**）～ 令和３年**月**日（**）	パブリックコメント
令和３年**月**日（**）	第４回策定委員会

第２章　計画の基本的考え方

１　計画の基本理念

本市はこれまで，高齢者が自立し，健康で生きがいをもって生活できるまちづくりを進め，その中で介護が必要になった人々に対しては市民ぐるみで支え合う体制づくりを目指し，高齢者保健福祉施策を展開してきました。

第８期計画における基本理念は，「阿久根市まちづくりビジョン」の基本理念の下に掲げた基本目標を本計画の基本理念とし，支え合い生き生きと暮らせる健やかなまちづくりを進めます。

図表：本計画の基本理念と阿久根市まちづくりビジョンの体系

基本理念

支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち

第２期笑顔あふれる阿久根市人口ビジョン及び総合戦略
（令和２年度～令和６年度）

■将来のまちの姿

「帰ってきたくなる　行ってみたくなる　東シナ海の宝のまち　あくね」

■基本理念

「まちづくり」は「ひとづくり」から
～ふるさと阿久根を次の世代につなぐために～

■基本目標

1　地域の資源を生かした「にぎわい」のあるまち
2　地域の魅力が広がる「つながり」のまち
3　支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち
4　快適・安全で潤いとやすらぎのあるまち
5　豊かな心が育まれ文化の薫るまち
6　協働・連携で明るい未来を開くまち

2　計画の基本目標

本計画では，基本理念の実現に向け，４つの基本目標を掲げます。

基本目標1　地域包括ケアシステムの深化と推進

- 医療と福祉の連携，重度化の防止等，地域包括ケアシステムを深化・推進します。
- 地域住民と協働し，地域と個人が抱える生活課題を解決していくため，地域包括支援センターの機能の充実と関係機関との連携強化を図り，「我が事，丸ごと※」の認識の下，地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

基本目標2　健康づくり・生きがいづくりからの介護予防

- 高齢者の「健康寿命」を延ばすため，健康の保持・増進，自立支援に資する介護予防の取組を進めるとともに，高齢者の知識や経験を生かした地域活動や趣味，社会参加を促進します。
- 新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）により，多様なサービスを充実させ，地域の支え合いを推進します。

基本目標3　生活支援体制の整備と充実

- 地域で暮らす高齢者とその家族が，できる限り住み慣れた地域で安心して快適な生活を続けられるよう，各種在宅支援サービスの充実や生活しやすい環境づくりに努めます。
- 介護が必要な状態となっても，その人らしい暮らしを自分の意思で送ることができるよう，高齢者の権利や生活を守る権利擁護を推進するとともに，高齢者の尊厳を守るため，家族や地域の関係者などと連携した高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

基本目標4　介護保険制度の持続可能な運営へ向けて

- 介護保険制度の持続可能性を確保するため，介護給付の適正化に取り組みます。また，介護が必要な状態になっても充分なサービスが利用できるよう，利用者支援の充実とともに，介護保険サービスの整備・質の向上を図ります。

※ これまで分野・対象者別に進められてきた縦割りの仕組みを見直し，地域の全ての関係者が「我が事」として，生活課題に「丸ごと」対応できる社会をいいます。

3　施策体系と重点課題

（１）施策体系

図表：施策体系

（２）重点課題

本市では第７期介護保険事業計画において，地域包括ケアシステム（介護等が必要となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるようにするために「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する仕組み）の構築を目指して取組を進めてきました。

第８期計画においても，この取組を更に推進し，高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心に暮らすことができる地域社会の実現に向け，地域包括ケアシステムの深化・推進を最重点課題とします。

図表：進化する地域包括ケアシステムの「植木鉢」

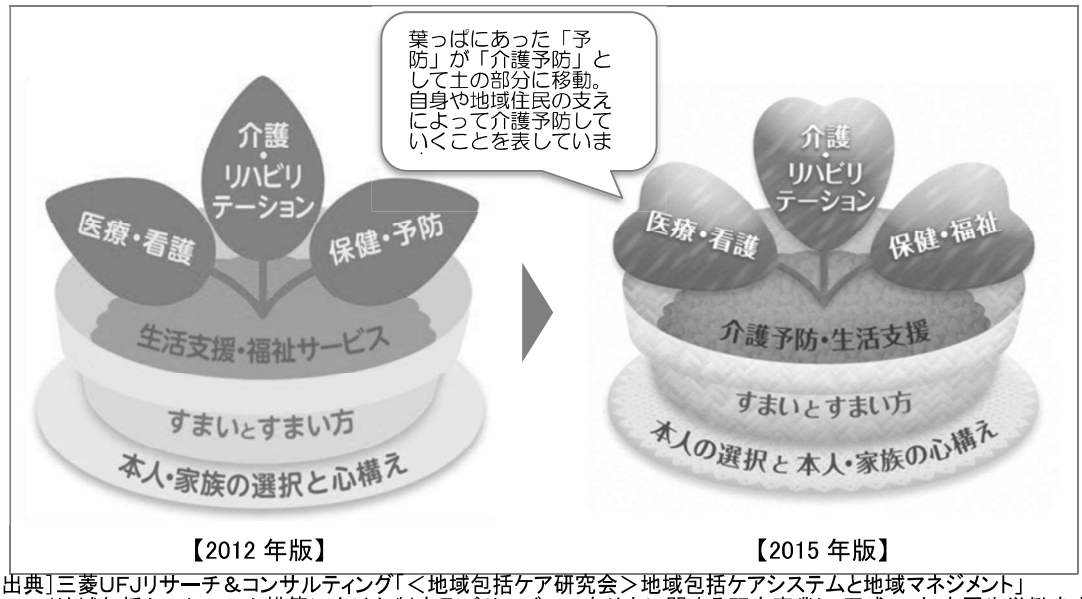

［出典］三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業），平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業，2016 年

４　介護保険制度の改正ポイント

介護保険制度の改正ポイント（令和３年４月１日施行）は，次のとおりです。

（１）地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

趣　旨

地域共生社会の実現を図るため，地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から，市町村の包括的な支援体制の構築の支援，地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進，医療・介護のデータ基盤の整備の推進，介護人材確保及び業務効率化の取組の強化，社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

１．地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において，既存の相談支援等の取組を活かしつつ，地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う，新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに，関係法律の規定の整備を行う。

図表：新たな事業の全体像

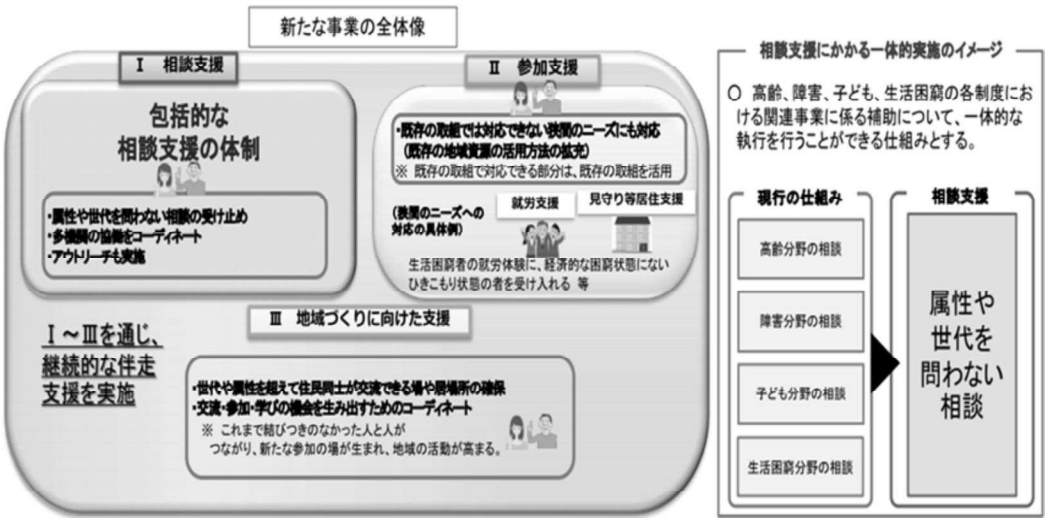

［出典］地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 52 号）の概要

２．地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり，当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案，高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加，有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

３．医療・介護のデータ基盤の整備の推進

①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え，厚生労働大臣は，高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報，地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護 DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため，社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し，正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に，当分の間，医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

４．介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

①介護保険事業（支援）計画の記載事項として，介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。事業停止命令の創設
②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行５年間の経過措置を，さらに５年間延長する。

５．社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として，相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

業務工程表

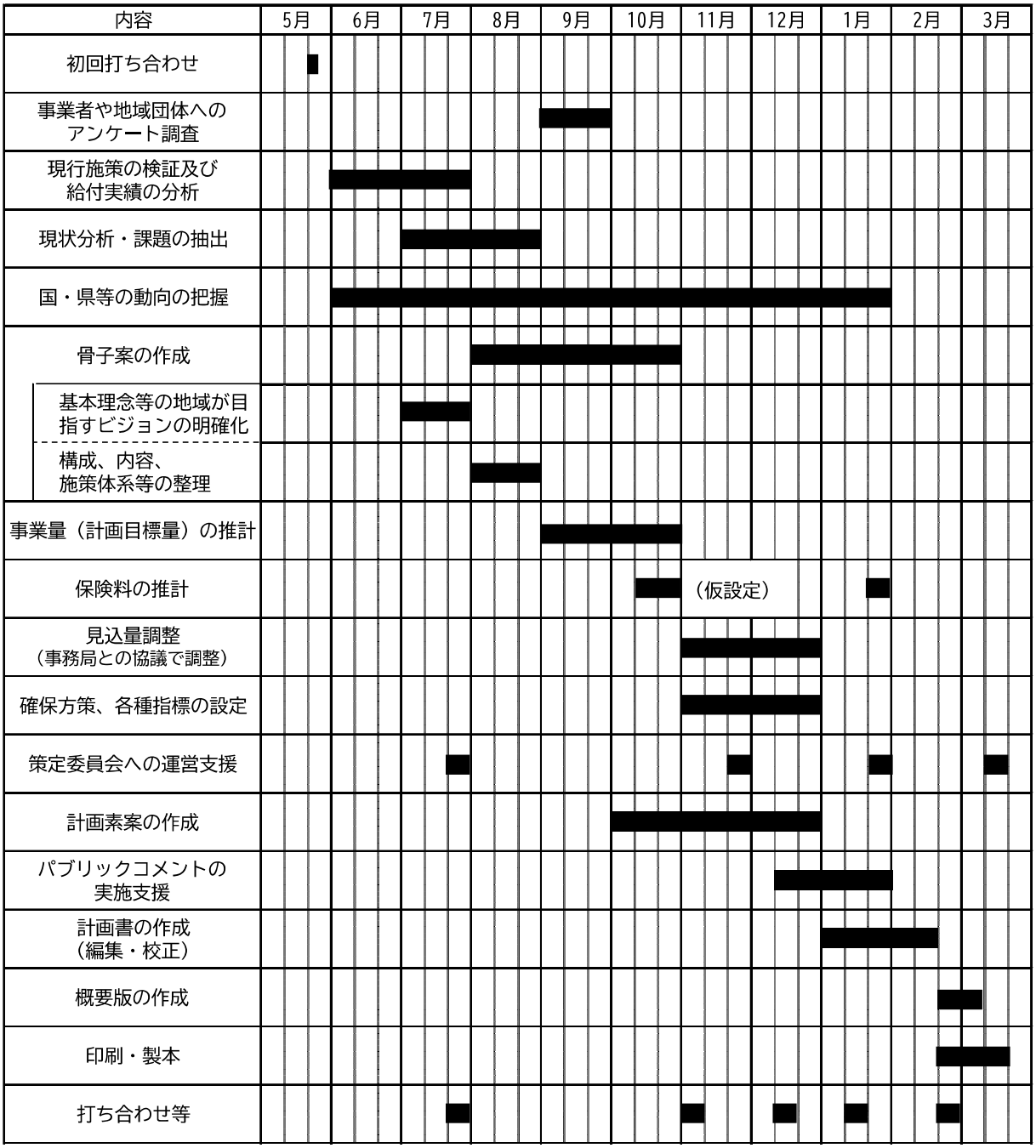

備考

- 国（7月）基本指針（案）の提示
- 国（7月下旬）推計ツール確定版リリース

ケアマネジャー向けアンケート調査票

はじめに

日頃から阿久根市の介護保険事業・高齢者福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、阿久根市では、市内にお住まいの介護保険被保険者のケアマネジメントを御担当いただいているケアマネジャーの方々を対象に、アンケート調査を実施することとなりました。

この調査は、皆さまが日頃感じている課題や問題点などについてお伺いし、３年ごとに策定する市の介護保険事業計画をはじめとする高齢者福祉施策の検討や、介護予防の充実に向けた基礎資料となる大変重要な調査です。

多くの皆さまの御意見をお伺いしたく、調査の趣旨を御理解いただき、是非とも御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

記入に関してのお願い

1. 回答にあたっては、阿久根市介護保険被保険者のケアマネジメントを担当いただいているケアマネジャーの方が御記入くださるようお願い申し上げます。なお、本調査は無記名であり、個人が特定できる情報は記載されないようお願いします。
2. 回答は、この調査票に直接、該当項目（番号）に○をつけてください。（一部、必要事項を記入してください。）
3. 御記入いただきました調査票は、令和２年**月**日（**）までに、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに御投函いただくか、直接下記まで御持参くださいますようお願いいたします。
4. 調査内容や記入方法などについて、不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

阿久根市役所 介護長寿課 介護保険係

☎ （0996）73－1229（直通）

FAX（0996）73－0297

１　ケアマネジャーとしてのあなたご自身についてお伺いします

問１　あなたの性別をお答えください（○は１つだけ）

１．男性　　２．女性

問２　あなたの年齢をお答えください（○は１つだけ）

１．20 歳代　２．30 歳代　３．40 歳代　４．50 歳代　５．60 歳代以上

問３　ケアマネジャーとしての経験年数をお答えください（○は１つだけ）

１．１年未満　２．１年以上３年未満　３．３年以上５年未満　４．５年以上

問４　あなたの勤務形態は次のうちどれにあてはまりますか（○は１つだけ）

１．常勤で専任　２．常勤で兼務　３．非常勤で専任　４．非常勤で兼務

問５　あなたは介護支援専門員以外にどのような保健医療福祉関係の資格をお持ちですか（○はいくつでも）

１．医師	２．介護福祉士	３．初任者研修（ホームヘルパー）
４．社会福祉士	５．看護師（准看護師）	６．歯科衛生士
７．薬剤師	８．保健師	９．精神保健福祉士
10．作業療法士	11．理学療法士	12．言語聴覚士
13．その他（　　）		

問６　あなたは次のどの種別の事業所に所属していますか
（あてはまるもの１つに○をつけ、カッコ内にサービス名を記載してください）

１．居宅サービス（　　）
２．地域密着型サービス（　　）
３．施設サービス（　　）
４．その他（具体的に　　）

2　ケアプランについてお伺いします

問７　あなたの月平均のケアプラン作成数はどれくらいですか（数字を記入）

月平均 □□□□ 件　➡　うち新規（介護 □□□□ 件／予防 □□□□ 件）

問８　自立支援に向けたケアプランを作成する際、主にどなたに相談していますか
（○はいくつでも）

１．サービス提供者	２．職場・同僚のケアマネジャー
３．他事業所のケアマネジャー	４．地域包括支援センターの担当者
５．市の介護保険担当者	６．主治医
７．その他（　　）	８．相談する人はいない

問９　自立支援に向けたケアプランを作成する際、主にどのように進めていますか
（○はいくつでも）

１．利用者・家族・主治医・サービス提供者と調整してケアプランを作成している
２．利用者及び家族の意向を最優先してケアプランを作成している
３．自分自身が所属している、もしくは連携しているサービス提供者の事情を最優先してケアプランを作成している
４．業務遂行を優先しているためパターン化されたケアプランを作成することが多くある
５．その他（　　）

問 10　自立支援に向けたケアプランを作成する上で、困ることはありますか
（○は１つだけ）

１．ある　　２．ない　→　問 12 へ

※問 10 で「1．ある」と回答した方のみ

問 11　どのようなことで困ることがありましたか（○はいくつでも）

１．利用者と家族の意向が合わない	２．利用者の家族と連絡がとりづらい
３．利用者負担があるため必要なサービス利用を控える	４．利用限度額以上のサービス希望がある
５．本人が独居などのため相談相手がいない	６．希望時間帯にサービスが提供できない
７．必要以上のサービスを要求される	８．主治医と連携がとりにくい
９．希望事業者のサービスが提供できない	１０．利用者・家族と自分の意見が合わない
１１．他事業者の情報が不足している	１２．行政と連携がとりにくい

１３．利用者から新しい総合事業のサービス希望があるが提供が難しい
１４．その他（　　）

問 12 利用者やその家族から介護に関する意見や相談が寄せられることがありますか
（○は１つだけ）

１．ある	２．ない → **問 14** へ

※問 12 で「1．ある」と回答した方のみ

問 13 意見や相談はどのような内容でしたか（○はいくつでも）

１．サービス内容やサービスの質	２．サービスの不足
３．介護保険制度全般	４．要介護等認定の結果
５．利用者が負担する費用	６．ケアプランの内容
７．サービス提供者の態度	
８．その他（　　）	

問 14 ケアプランを作成する上で、受けたい研修等があればご記入ください（自由記述）

３　介護保険サービスについてお伺いします

問 15 自分自身や他のケアマネジャーが円滑に業務を行う上での課題は何ですか
（○はいくつでも）

１．介護報酬に結びつかない業務が多い	２．ケアプラン作成の事務量が多い
３．ケアプランの作成料が安い	４．ケアプランの変更が多すぎる
５．介護報酬請求の事務量が多い	６．行政との連携を図ることが難しい
７．必要な情報が入手しにくい	８．サービス担当者会議が開催しづらい
９．アセスメントが十分ではない	10．住宅改修事業者等との連絡調整が図りづらい
11．サービス事業者との連絡調整が図りづらい	12．経験が不足している
13．サービス事業所が少ない	14．困難事例への対応
15．ケア会議が上手く活用できない	16．特に問題を感じることはない
17．その他	

問 16 阿久根市内の介護保険サービスの提供体制についてどう思いますか（○は１つだけ）

１．充実していない　　２．充実している　→　**問 18** へ

※問 16 で「1．充実していない」と回答した方のみ **問 17** *へ*

問 17 どのようなサービスが不足していると感じますか（○はいくつでも）

１．訪問介護	２．訪問入浴介護	３．訪問看護
４．訪問リハビリテーション	５．居宅療養管理指導	６．通所介護（地域密着型含む）
７．通所リハビリテーション	８．短期入所生活介護	９．短期入所療養介護
10．福祉用具貸与・特定福祉用具販売		11．特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）
12．定期巡回・随時対応型訪問介護看護		13．夜間対応型訪問介護
14．認知症対応型通所介護		15．小規模多機能型居宅介護
16．看護小規模多機能型居宅介護		17．認知症対応型共同生活介護
18．介護老人福祉施設（地域密着型含む）		19．介護老人保健施設
20．介護医療院		21．有料老人ホーム
22．サービス付き高齢者向け住宅		23．短時間デイサービス
24．その他（　　）		

４　他機関・団体等との連携についてお伺いします

問 18 主治医とはどのような方法で連絡をとっていますか（○はいくつでも）

１．電話やＦＡＸ	２．面談	３．主治医意見書で確認
４．特に連絡はとっていない	５．その他（　　）	

問 19 主治医とはどのようなことについて連携をとっていますか（○はいくつでも）

１．主治医の指示を利用者に伝えている
２．主治医の意見をケアプランに反映している
３．利用者の要望を聞き、医師と調整している
４．主治医と連携して、情報交換や介護度改善のため検討している
５．利用者の情報提供を行うだけである
６．利用者の体調急変時のみ連絡している
７．居宅療養管理指導をケアプランに反映している
８．主治医との連携は何もしていない
９．その他（　　）

問 20 主治医との連携を図る上での課題は何ですか（○はいくつでも）

１．面識がない
２．多忙で連絡がとれない
３．利用者の体調の急変時に連絡がとれない
４．主治医の診療科と問い合わせしたい内容が一致しないため返事がもらえない
５．勤務日や時間が一致しない
６．主治医の意見と利用者の利用希望が一致しない
７．特に課題はない
８．その他（　　）

問 21 サービス提供者との関係における課題はどのようなことですか
（○はいくつでも）

１．定期的な情報提供をしてくれない
２．双方で打ち合わせをする時間が持てない
３．利用者に対する説明にくい違いがある
４．サービス担当者会議の日程調整が難しい
５．その他（　　）
６．特に問題はない

問 22 現在、地域包括支援センターが、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう取組を行っていますが、その役割を果たしていると思いますか（○は１つだけ）

１．十分果たしていると思う　　２．ある程度果たしていると思う
３．あまり果たしていると思わない　　４．果たしていると思わない
５．わからない
６．その他（　　）

問 23 困難事例などを地域包括支援センターに相談したことがありますか
（○は１つだけ）

１．ある　　２．ない　→　**問 26** へ

※問２３で「1．ある」と回答した方のみ

問 24 相談したことによって、問題解決に役立ちましたか（○は１つだけ）

１．役立った　　２．ある程度役立った
３．あまり役立たなかった　　４．役立たなかった

問 25 地域包括支援センターに機能強化してほしいと思うことは何ですか
（○はいくつでも）

1．困難事例への支援の充実	2．研修・指導内容の充実
3．介護者支援の充実	4．相談機会の増加、緊密な情報交換
5．情報提供の充実	6．関係機関の紹介
7．地域との交流機会の増加	8．民生委員・児童委員との連携強化
9．介護予防活動の充実	10．医療と介護の連携強化に向けた支援の充実
11．認知症への取組	
12．その他	
（　　）	

問 26 以下の関係機関等と連携を取っていますか（それぞれ○は１つだけ）

	常に取っている	必要時に取っている	ほとんど取っていない	取っていない
1．居宅サービス提供事業所	1	2	3	4
2．施設サービス提供事業所	1	2	3	4
3．介護保険以外のサービス提供機関	1	2	3	4
4．地域包括支援センター	1	2	3	4
5．上記以外の阿久根市の他部署	1	2	3	4
6．地域の関係者（民生委員・福祉協力員・自治会等）	1	2	3	4
7．歯科医	1	2	3	4
8．上記以外の医療機関	1	2	3	4
9．社会福祉協議会	1	2	3	4

５　高齢者福祉施策全般についてお伺いします

問 27　保健福祉サービスで阿久根市が充実すべきサービスや支援活動は何だと思いますか（○はいくつでも）

1.	移送サービス（福祉タクシー等）	2.	見守りや安否確認
3.	介護している家族の支援	4.	介護予防事業（健康教室・運動教室等）
5.	サロン事業	6.	紙おむつ等の支給
7.	食の自立支援事業（配食サービス）	8.	はり・きゅう券助成
9.	成年後見制度利用支援事業	10.	緊急通報装置の設置
11.	高齢者向け住宅	12.	特にない
13.	その他（　　）		

問 28　ケアマネジャーへの対応として、行政に期待することは何ですか（○はいくつでも）

1．介護保険制度（総合事業を含む）に関する情報の提供
2．保健・福祉サービスの情報提供
3．ケアマネジャーの地位向上に関する取組
4．ケアマネジメントの質の向上に向けたケアプラン点検の実施
5．研修会・講習会の実施
6．医療との連携強化対策
7．ケアマネジャーの公正・中立性を確保する対策
8．不適切な事業所の摘発
9．居宅介護支援事業所の独立性を確保する対策
10．事業者評価事業の実施
11．事業者指定事務
12．その他（　　）

問 29　インフォーマルサービスの充実に向けて、地域にどのような活動があれば良いと思いますか（○はいくつでも）

1．	高齢者の見守り活動	2．	家事の支援活動
3．	外出時の付き添いや介助	4．	サークルや趣味の活動
5．	住民同士の交流活動	6．	健康づくりや介護予防に関する活動
7．	隣近所や友人・知人による会食	8．	災害等の緊急時の対応
9．	市役所・社協等との連絡・調整		
10．	その他（　　）		

問 30 地域包括ケアシステムを構築するために必要だと思われるものは何ですか（○はいくつでも）

１．地域の社会資源及び住民ニーズの把握	２．生活支援サービスの担い手の確保
３．地域の見守りネットワークの強化	４．情報共有手段としてのＩＣＴ※の活用
５．地域ケア会議の活性化	６．医療・介護ｻｰﾋﾞｽ従事者の連携の強化
７．ケアシステムの構築に向けた行政の支援体制の充実	
８．その他（　　）	

※ICT…日本ではすでに一般的となった IT の概念をさらに一歩進め、IT（情報技術）に通信コミュニケーションの重要性を加味したものをいいます。

問 31 地域包括ケアシステム構築を促進するため、重要だと思われる組織・団体等は次のうちどれですか。特に重要だと思われる５団体を選んでください（○は５つ）

1.	自治会・婦人会	2.	老人クラブ	3.	民生委員・児童委員
4.	在宅高齢者福祉アドバイザー	5.	介護者家族の会	6.	ＮＰＯ・ボランティア
7.	認知症サポーター等	8.	健康教室の受講者ＯＢ等	9.	薬局
10.	商店街（ｽｰﾊﾟｰ・ｺﾝﾋﾞﾆ等）	11.	その他民間事業所	12.	ﾏﾝｼｮﾝ・ｱﾊﾟｰﾄ管理人
13.	社会福祉協議会	14.	地域包括支援センター	15.	生活支援コーディネーター
16.	介護支援専門員	17.	介護サービス事業所	18.	医師・医療機関
19.	交番・駐在所	20.	消防団		
21.	その他（　　）				

問 32 地域包括ケアシステム構築を促進するため，ケアマネージャーができることは何ですか。御自由にお書きください。

問 33 今後、認知症施策を進めていく上で、阿久根市はどのようなことに重点を置くべきだと考えますか（○はいくつでも）

1．認知症を早期に発見し、予防活動や専門医療機関につなげる取組
2．医療と介護・行政との連携強化
3．介護サービスにあたる専門職の質の向上
4．施設の整備（施設名称記載：　　）
5．家族の精神的な負担を緩和する取組
6．家族を対象に、介護やコミュニケーション方法等の研修会の開催
7．見守りボランティアなど、在宅での生活を支える取組
8．成年後見制度など、認知症の人の権利や財産を守る制度の周知・活用
9．徘徊や緊急時への対応
10．認知症への正しい理解を広める取組
11．認知症の人が活動する場づくり、社会参加の支援
12．64 歳以下で発症する若年性認知症の方の支援
13．虐待を防止する制度や取組の充実
14．その他（　　）

問 34 介護にかかわるこれからの施策のあり方について、特に力を入れるべきことは何だとお考えですか（○はいくつでも）

1．介護支援専門員の確保・質の向上
2．介護保険の居宅サービスの充実
3．認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の整備充実
4．介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）の整備充実
5．介護支援専門員や介護保険サービス提供事業者に関する情報提供の充実
6．介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供の充実
7．介護保険制度以外のサービスの充実
8．苦情相談窓口の充実
9．認知症高齢者などの権利擁護のための制度の充実
10．介護予防のための健康づくり事業・保険事業の充実
11．家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実
12．高齢者虐待の防止に対する施策の充実
13．住民同士の助け合いの推進
14．特にない
15．その他（　　）

問 35 令和２年介護保険法改正を受けての影響について，お考えのことなどを御自由にお書きください。

令和２年介護保険制度の改正の主な内容

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 52 号）

１．地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

２．地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ○ 認知症施策の総合的な推進
- ○ 地域支援事業における関連データの活用
- ○ 介護サービス提供体制の整備

３．医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- ○ 介護分野のデータ活用の環境整備
- ○ 医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等

４．介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ○ 介護保険事業（支援）計画に基づく取組・事業者の負担軽減
- ○ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置延長

５．社会福祉連携推進法人制度の創設

問 36 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）や介護保険制度について御意見などがございましたら、御自由にお書きください。

アンケート調査は以上です。
ご多忙のところご協力ありがとうございました。

調査票受付期間：令和2年**月**日～令和2年**月**日まで

第８期阿久根市介護保険事業計画（令和３～５年度）に係る介護保険サービス事業等参入意向調査票

提出日	令和　2　年　　月　　日	
法人・事業所名		
回答者氏名		
連絡先	TEL：	FAX：
	メール：	

問1 令和3年度以降に、新たな事業所の開設意向がありますか（いずれかに☑）

☐ ある → *問3-①へ*　　☐ ない → *問2へ*

問2 新たな施設整備の意向がない場合、その理由や問題点等は何ですか（いずれかに☑）

☐ 現時点では事業拡大の予定がない　　☐ 事業拡大したいが看護師等の人材の確保が困難

☐ 利用者の確保が困難　　☐ その他（　　）

問3 令和3年以降に新たな事業所の開設の意向があるとした法人・事業所は、以下に具体的な内容を記入してください

注意 複数の計画がある場合は、計画ごとに本調査票の作成をお願いします。

①開設したい介護保険サービスの参入意向

Excelでのご回答は名称をリストから選択してください

介護サービスの種類［別紙］		No.	名称：	定員　　人
開設・整備予定年度及び施設整備区分	開設予定年度	☐ 令和3年度 ☐ 令和4年度 ☐ 令和5年度 ☐ 令和6年度以降		
	整備予定年度	☐ 令和3年度 ☐ 令和4年度 ☐ 令和5年度 ☐ 令和6年度以降		
	施設整備区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改修		
開設住所・圏域及び土地の所有区分	予定住所			
	日常生活圏域	☐ 北部地区 ☐ 中央部地区 ☐ 南部地区		※圏域について
	土地所有	☐ 自己所有 ☐ 借地 ☐ 買収(予定) ☐ 未定		
建物の整備・形態・所有区分	整備形態	☐ 新築 ☐ 改修（既存施設の内容：　　）		
	建物形態	☐ 単独 ☐ 併設（併設の事業：　　）		
	建物所有	☐ 自己所有 ☐ 借地 ☐ 買収(予定) ☐ 未定		
整備主体事業者			運営主体事業者	
開設理由・特色等				

②定員変更の意向

事業所名				
定員変更	サービスの種類[別紙]		現在定員	希望定員
	No.	名称:	人	人
変更見込み年度	☐ 令和3年度 ☐ 令和4年度 ☐ 令和5年度 ☐ 令和6年度以降			
変更理由	☐ 土地・建物の確保ができたため ☐ 利用者確保の見込みがあったため ☐ 整備にあたり資金が確保できたため ☐ その他（ ）			

Excelでのご回答は名称をリストから選択してください

③サービス転換の意向

事業所名			
【現在】のサービス	サービスの種類[別紙]		現在の定員
	No.	名称:	人
【転換後】のサービス	サービスの種類[別紙]		転換後の定員
	No.	名称:	人
転換見込み年度	☐ 令和3年度 ☐ 令和4年度 ☐ 令和5年度 ☐ 令和6年度以降		
変更理由	☐ 土地・建物の確保ができたため ☐ 利用者確保の見込みがあったため ☐ 整備にあたり資金が確保できたため ☐ その他（ ）		

Excelでのご回答は名称をリストから選択してください

④介護保険以外のサービス参入意向（住宅型有料老人ホーム等）

サービスの内容	サービスの種類[別紙]		定員
	No.	名称:	人
日常生活圏域	☐ 北部地区 ☐ 中央部地区 ☐ 南部地区		※圏域について
建物整備区分	☐ 未定 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 借家 ☐ その他		
開設見込み年度	☐ 令和3年度 ☐ 令和4年度 ☐ 令和5年度 ☐ 令和6年度以降		
開設理由	☐ 土地・建物の確保ができたため ☐ 利用者確保の見込みがあったため ☐ 整備にあたり資金が確保できたため ☐ その他（ ）		

Excelでのご回答は名称をリストから選択してください

問4 市内の介護保険等サービスについて、以下の①～④でそれぞれ不足していると感じるものに☑をつけてください。また、サービスを選んだ理由をご記入ください（複数回答可）

①居宅サービス

- ☐ 訪問介護
- ☐ 訪問入浴介護
- ☐ 訪問看護
- ☐ 訪問リハビリテーション
- ☐ 居宅療養管理指導
- ☐ 通所介護
- ☐ 通所リハビリテーション
- ☐ 短期入所生活介護
- ☐ 短期入所療養介護
- ☐ 介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）
- ☐ 不足していると感じるものはない

理由：

②地域密着型サービス

- ☐ 定期巡回・随時対応型訪問看護
- ☐ 夜間対応型訪問介護
- ☐ 地域密着型通所介護
- ☐ 認知症対応型通所介護
- ☐ 小規模多機能型居宅介護
- ☐ 看護小規模多機能型居宅介護
- ☐ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ☐ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ☐ 不足していると感じるものはない

理由：

③施設サービス

- ☐ 介護老人福祉施設
- ☐ 介護老人保健施設
- ☐ 介護療養型医療施設／介護医療院
- ☐ 不足していると感じるものはない

理由：

④その他のサービス

- ☐ 買い物等支援サービス（宅配を利用した注文代行サービス）
- ☐ 配食サービス
- ☐ 移送サービス（乗合タクシーやNPOによるサービス）
- ☐ 生活見守りサービス（赤外線センサー遠隔監視を含む）
- ☐ 地域の中での見守りサービス
- ☐ その他（　　）
- ☐ 不足していると感じるものはない

理由：

問5 保健福祉サービスや介護保険制度についてご意見などがございましたら、ご自由にお書きください。

調査は以上です。ご多忙のところ、ご協力誠にありがとうございました。

[別紙] サービス種類一覧

分類	No.／サービス種類
訪問系サービス	1. 訪問介護 2. 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業） 3. 訪問入浴介護 4. 訪問看護 5. 訪問リハビリテーション 6. 居宅療養管理指導
通所系サービス	7. 通所介護 8. 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業） 9. 通所リハビリテーション
短期入所サービス	10. 短期入所生活介護 11. 短期入所療養介護
特定施設 入所者生活介護	12. 介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護） 13. その他特定施設入居者生活介護
地域密着型 サービス	14. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 15. 夜間対応型訪問介護 16. 地域密着型通所介護 17. 認知症対応型通所介護 18. 小規模多機能型居宅介護 19. 看護小規模多機能型居宅介護 20. 認知症対応型共同生活介護 21. 介護付有料老人ホーム等29人以下（地域密着型特定施設入居者生活介護） 22. 地域密着型介護老人福祉施設（29人以下）
介護保険施設	23. 介護老人福祉施設 24. 介護老人保健施設 25. 介護療養型医療施設 26. 介護医療院
居宅介護支援	27. 居宅介護支援
居住施設	28. サービス付き高齢者向け住宅（特定施設の指定を受けない） 29. 有料老人ホーム（ 介護付 ） 30. 有料老人ホーム（ 住宅型 ） 31. 有料老人ホーム（ 健康型 ） 32. 軽費老人ホーム 33. 生活支援ハウス
総合事業	34. 訪問型サービスC 35. 訪問型サービスD 36. 通所型サービスC
その他の サービス	37. 介護予防拠点 38. 施設内保育施設 39. 買い物等支援サービス（宅配を利用した注文代行サービス） 40. 配食サービス 41. 移送サービス（乗合タクシーやNPOによるサービス） 42. 生活見守りサービス（赤外線センサー遠隔監視を含む） 43. 地域の中での見守りサービス 44. その他

阿久根市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和２年５月２９日

阿久根市長　　西　平　良　将

阿久根市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　阿久根市第７期高齢者保健福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）の見直しを行い，新たな計画（以下「計画」という。）を定めるため，老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条の規定に基づき，広く市民及び介護福祉関係者から意見を聴くことを目的に，阿久根市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務）

第２条　委員会は，計画の策定に当たり，次に掲げる事項について協議し，市長に意見を具申することを任務とする。

⑴　老人福祉計画と介護保険事業計画の整合性に関すること。

⑵　高齢者の保健・福祉ニーズに関する社会環境の現状と将来予測に関すること。

⑶　目標年度における介護給付サービス等施策の目標量の設定に関すること。

⑷　介護給付サービス等施策の提供体制のあり方に関すること。

⑸　その他計画の策定に関し必要な事項

（委員）

第３条　委員会の委員は，１５人以内とし，市民，介護関係者，保健医療関係者，福祉関係者及び介護保険の被保険者のうちから市長が委嘱する。

２　委員の任期は，令和３年３月３１日までとする。

（委員会の役員）

第４条　委員会に会長及び副会長を置き，委員の互選により決定する。

２　会長は，委員会を代表し，会務を総理する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

（意見の聴取）

第５条　会長は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は，介護長寿課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めのあるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は，令和２年６月１日から施行する。

２　この要綱は，令和３年３月３１日限り，その効力を失う。

第８期高齢者保健福祉計画策定委員

（任期：令和２年７月３０日～令和３年３月３１日）

（敬称略）

番号	氏　　名	性別	団　　体　　名	備　　考
１	山口　士郎	男性	さわやかクラブ連合会	
２	野﨑　豊	男性	身体障害者福祉協議会	
３	中畠　達哉	男性	身体障害者福祉協議会	
４	牛ノ濱　福蔵	男性	ボランティアセンター運営協議会	
５	川原　修一	男性	区長会	
６	井上　浩一	男性	民生委員・児童委員	
７	杉山　光喜	男性	出水郡歯科医師会	
８	辺木　文平	男性	出水郡医師会	
９	平山　純子	女性	居宅介護支援事業所	
１０	新留　淳一	男性	通所介護施設	
１１	末吉　哲也	男性	介護老人福祉施設	
１２	久保　道明	男性	認知症対応型共同生活介護施設	
１３	今村　英幸	男性	社会福祉協議会	
１４	五田　貴子	女性	川薩保健所健康企画課長	